

平成19年第2回由利本荘市議会定例会（6月）会議録

平成19年6月13日（水曜日）

議事日程第2号

平成19年6月13日（水曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明

議案第110号

1件

第2. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	20番	佐藤	勇	議員
	6番	佐藤	竹夫	議員
	14番	高橋	信雄	議員
	3番	佐々木	勝二	議員

第3. 提出議案に対する質疑

第4. 提出議案・請願委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員（29人）

1番	今野英元	2番	今野晃治	3番	佐々木勝二
4番	小杉良一	5番	田中昭子	6番	佐藤竹夫
7番	高橋和子	8番	渡部功	9番	佐々木慶治
10番	長沼久利	11番	大関嘉一	12番	本間明
13番	石川久	14番	高橋信雄	15番	村上文男
16番	佐藤賢一	17番	伊藤順男	18番	鈴木和夫
19番	齋藤作圓	20番	佐藤勇	21番	佐藤譲司
22番	小松義嗣	23番	佐藤俊和	25番	土田与七郎
26番	村上亨	27番	三浦秀雄	28番	齋藤栄一
29番	佐藤實	30番	井島市太郎		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田弘	副市長	鷹照賢隆
副市長	村上隆司	教育長	佐々田亨三
企業管理者	佐々木秀綱	理事	佐々木永吉
総務部長	渡部聖一	企画調整部長	中嶋豪
市民環境部長	鷹島恵一	福祉保健部長	齋藤隆一
農林水産部長	小松秀穂	商工観光部長	藤原秀一

建設部長	猿田正好	行政改革推進 本部事務局長	佐々木 均
教育次長	須田 高	消防 長	中村 晴二
総務部次長 兼総務課長兼職員課長	小松 浩	財政課 長	阿部 太津夫
企画調整課長	大庭 司		

議会事務局職員出席者

局 長	熊谷 正 次	長	石川 隆 夫
書 記	鎌田 直 人	書 記	遠藤 正 人
書 記	阿部 徹	書 記	石郷岡 孝

午前 9時59分 開 議

○議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は29名であります。出席議員は定数に達しております。

○議長（井島市太郎君） この際、お諮りいたします。このたび追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

○議長（井島市太郎君） 日程第1、追加提出議案の説明を行います。

この際、議案第110号を上程し、市長の説明を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

○市長（柳田弘君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日追加提出いたしました案件は、議案第110号平成19年度一般会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正予算は、まちづくり交付金事業にかかわるものであります。

まちづくり交付金事業による文化複合施設につきましては、旧由利組合総合病院跡地整備特別委員会において集中討議をいただき、先般その協議報告をちょうだいしたところではありますが、市議会のご理解とご指導に改めて御礼申し上げます。

この協議を踏まえ、文化複合施設の施設計画並びに概算工事費がまとまったところであり、これに伴い実施設計業務委託費の変更をお願いするものであります。

補正予算の内容としましては、都市計画費のうち、まちづくり交付金事業費の公有財産購入費を減額し、実施設計業務委託費を増額しようとするものであります。

補正額は、歳出で土木費を1,000円減額し、予備費で調整したもので、歳入歳出予算総額に変更はないものであります。

以上が本日追加提出いたしました議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、

ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（井島市太郎君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

なお、本日追加提出されました議案第110号に対する質疑の通告は、本日午後1時まで議会事務局へ提出していただきます。

○議長（井島市太郎君） 日程第2、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

20番佐藤勇君の発言を許します。20番佐藤勇君。

【20番（佐藤勇君）登壇】

○20番（佐藤勇君） おはようございます。議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

私は大項目が5つ、そしてそれぞれ小さい項目がございます。

初めに教育委員会関係を質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

由利本荘市には、これまでも数多くの才能を持った方が誕生されていると思います。ご本人の人知れない努力、環境や持って生まれた素質、才能などのいろいろな要素があると思います。しかし、その才能や素質が引き出せないまま、あるいは見出せず埋もれるとしたならば、本人、地域、国家にとっても大きな損失であると考えます。そのような方の手助けとして一定期間、市町村が独自の奨学資金制度事業を行い、今日、新市に引き継がれているものであります。由利本荘市奨学資金貸与条例でございますが、「優良な学生、生徒であっても経済的理由によって修学が困難なものに対し学資を貸与し、有用の人材を育成することを目的とする。」とございます。

教育民生常任委員会所属としての役務上、平成18年・19年の2回、奨学選考委員会に出席する機会がございました。昨年は申込者数69名中、該当者が42名、19年度は75名の申し込みに対しまして該当枠が45名となっております。

また、17年度決算におきましては、旧市・町の合算でございますが774万円、合併後の18年度、昨年は458万円もの不用額となるようでございます。

管内各中学校長、高等学校長、教育委員長、教育委員会の専門の方々の公平無私な選考、基準に従ったものでありますが、選考に漏れた方の中にも本当は借りるべく資格者であり、公金の運用効果を発揮してくれる場合もあるかもしれません。そう考えるに及び、何とか広く救ってやれないものかと思うのが委員一致した考えであろうかと存じます。昨年枠から外れ、また、ことしも申し込んでだめなケースもございます。また、選考が厳しくなかなか該当しそうにもないということで、最初から申し込みをあきらめて終わる方もあるかと思っています。

学校生活においても、学業、部活動ともにすぐれ、ほとんどの申込者が書類上では甲乙つけがたい、そういう実態でございます。そして、家庭の事情も経済的・家族的、あるいは主たる収入者の病気等々いろいろな条件で月に2万円、あるいは5万円あったら上の希望する学校で勉強できるのに一応の定数制限、これは予算上のことでもあります。約3割の方が毎年ふるいにかけて制度利用の機会を逸している状況でございます。その後かなわなかった方はどう目的を果たせたのかや、あるいは制度の恩恵にあず

かった方が目的を達成したかなど、制度の執行状況監視役として一市民としても責任と
いいたしうか関心を持つものでございます。

ほかに貸与規則第10条まで事細かに定められております各自治体ごとの奨学資金制度
ばかりでなく、いろいろな奨学資金制度はございますが、身元保証、その他家庭の将来
の返済能力等を勘案の上、特別な場合を除き、これだけ不用額が生じるのであれば一定
のルールを設け対象枠を拡充できないか、現行のこのような判定が最良なのかどうかも
含め選考基準の見直しや予算の拡充を図り、できるだけ申込者の希望をかなえてやれる
方向を検討すべきでないか見解をお伺いいたします。

次に大きい項目2、まちづくり交付金事業（旧由利組合総合病院跡地整備事業）につ
いてでございますが、この件に関しましては、旧本荘市先輩諸議員、そして現職議員の
皆さんが長年鋭意検討、努力してきたことと存じますので、私がどうこう申し上げる何
もございせんが、新市になって市民もふえました。その声も多うございます。その声
の説明に足りない部分を市長より説明をいただくのが、この質問の私の趣旨でございま
す。どうぞご容赦お願いします。

小さい項目1、市民への説明責任は。

平成17年12月のアンケート調査のための旧由利組合総合病院跡地整備事業説明と、現
在進めている旧由利組合総合病院跡地整備事業内容が変わっております。変更されまし
た2棟化から1棟化にすることや、文化会館機能が併設となることなど、市民はご存じ
ないと思います。市民の側からしますと、当初計画になかった文化会館機能併設の是非
を飛び越えて文化会館の機能併設における客席数を幾らにするかの課題が先を歩き、本
来の目的である市民活動の場、ライブラリーなどの内容検討など最も大事な部分を脇に
置いている間に実施設計の段階に入ろうとしている点や、9万市民の中から1,000人を
対象に、回答率398名、39.8%の回答者のおおむね半数以上がよしとしたアンケート調
査、それを基礎に進んでいるものと思っております。基本設計から実施設計スケジュー
ルリミットは目前、いつどのような場面で市民に説明がなされるのか、その点などもあ
わせてお伺いいたしたいと思ひます。

次に2つ目、まちづくり推進協議会への事業説明は適切に行われたか。

まちづくり推進協議会活動による施設の検討として、当初計画事業費62億5,800万円
でございました。それが変更によって1.6から1.7倍ぐらひの想定のようにございますが、
最終18年3月27日で延べ6回開催されたと伺ひますが、事業費等の説明なども十分行っ
てまいったのか。

3番目、当初計画に対しての変更はあるか。

安心・安全、楽しい市街地への取り組みとして導入事業・機能の精査、同時に充実度
合い、施設を含んだ全体のデザインなど検討されたことと思ひますが、途中から文化会
館機能を組み合わせ修正したわけですが、それによってこれまでの検討の対象でありま
したコミュニティーセンター、メディアライブラリーに盛り込まれたもろもろの内容も
計画どおりになっているのかお伺いいたします。

4番目、既存の文化会館の耐力度テスト等を行ったのか。

昭和年代の建物であり、建築から相当年数たっていることは周知するところでありま
すが、公共の建物の建てかえ等につきましては、耐震や耐力度調査を行うことによつて

市民の理解も得やすいことと思います。建築基準が事故あるごとに強化されていることは周知するところでありますが、それはそれできちんと説明をしていくべきだと思います。誠心誠意報告説明をしてまいることが市民の信頼にこたえ、今後の政策にも理解と協力を得られるものと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

5番目に、既存文化会館の価値観を新施設にどう反映させてまいるのか。

これまで由利郡本荘市1市10町12万市民が、大きな行事やまつりごとに旧本荘市の現在の文化会館を使用させていただきました。その利便性や由利全土の文化の中心といたしまして、由利郡郡都のシンボリック的存在に恩恵をいただいて今日に至っておりますことを感謝申し上げます。本荘の文化会館に来るということ自体が、その都度何か文化が近い距離に感じられながら大人に成長してきたと言っても過言ではございません。それだけ旧本荘市民だけでなく由利郡民は、当文化会館に愛着を持って歴史を重ねてまいったものと認識いたしております。今なお1,000人以上を超える規模の大ホールは、当時も今もそれを超えるものは由利地方にはありません。そのような思いのこもったその機能性・利便性をどう生かしていくのかお伺いいたします。

6番目に、文化会館機能併設のメリットはどれほどか。

これからの行政サービスは、住民が望む行政サービスをすることとコストを下げた効率よい行政運営を期待していると言われます。文化会館を単独で建設した場合と、現在計画中の複合文化施設にその機能を含めることのメリットなどについて伺います。

テレビの開発もどんどん進んでおります。ビクターが先ごろ110型テレビの発売をしたとニュースがございました。新発売で想定価格が640万円だそうです。もう少したてば200型、あるいは300型、出て来る可能性もございます。観客席の奥の方よりは小ホール、あるいは中ホールで大型テレビ・スクリーンなどを見ている方が迫力があり、何ら変わらない場合が多々あるかと思います。例えば、800席以上は抽選で安く2つの小ホールで大型テレビ・スクリーン鑑賞などの方法もあろうかと思います。情報事業にこれだけの資本投下をして、こういうところに応用しない手はないと、こう考えます。

近年、ITによるメディア・文化・情報の享受など、当時すばらしい文化会館建設でした。その時代と時代が刻々変化してまいっております。何もなかった時代、こぞって映画・劇・ショーなどを何でもみんなと一緒に見ていた、共有していた時代、今は自分の好きなときに好きな場所で好きな時間に好きな情報を取り入れる時代が潮流でございます。

7つ目、財政面についてでございますが、市長は「カニは甲羅とか身の丈に合ったことを」と申してございました。コンパクトシティーのまちづくりを目指していることを申されております。

まちづくり推進協議会、議会、当局、そして議会特別委員会が視察に訪れた新潟市は政令指定都市、北上市、仙台市、黒部市など、いずれも市民税収入が人口比率においても当市の2倍、そして地方交付税の頼る分が逆に25%、当市は75%でございます。依存財源が25%程度で、私たちの市とは全く逆の立場のところでございます。今回の視察地は、地方交付税に頼らない体力のある財政運営の自治体でございます。工業都市であることに加え、若い労働力もある。文化会館などの使用頻度も、いずれの市も当市とは比べるべくもない環境のところでございます。

先般、各地域自治協議会において税金の滞納がふえたというところもあったと聞いております。保育料未納、2005年度で県内では2億円を超えております。2億286万円。そのうちの秋田市が1番、当市が2番目でございます。給食費未納、医療費もままならない、住民税の値上がり、高齢化・少子化で人口減少は必至であります。当市の人口動態は19年3月現在、高齢化率27.7%、8万9,059人。厚生労働省が5月29日に発表しております。人口推計二十七、八年後の2035年には65歳以上の人口が41%、秋田県人口減少率は全国一、今114万人ぐらいでございますが、3分の2の78万人と推定されました。その論理でいきますと、由利本荘市は今8万9,000人、その60%といたしまして約5万3,400人となります。40%が65歳以上でございます。生産年齢人口50.3%、これも全国最下位と公表されました。

さらに地方分権が進められます。定住人口減少となると税収確保が困難、行政サービスは低下、高齢者が債務負担を請け負う形、要するに債務返済能力の低下を招くことになります。また、全国的に高齢独居世帯が17年調査では平成になって最高と発表されました。そして、さらに世帯の所得も最低をマークしたというものでございます。

我が県は、がん、脳卒中、そして自殺がワーストワン、全国一、住民税は6月から引き上げられます。所得税と住民税の差は変わらないと申ししましても、景気回復によって定率減税廃止により負担は増加いたします。17年度決算では、旧市・町持ち越しであります。一般会計・特別会計と合わせ市債負債総額は1,000億円を超えております。1,222億9,184万9,000円となっております。一般会計総額を2.2倍以上上回る起債・借入残高となっております。また、特別会計の国保税の収入未済額・滞納額が6億4,600万円、不納欠損額が7,800万円でございます。生活困窮の理由によるものが90%を占めております。この9月には、間もなく18年度決算も明確になると思いますが、当市においては合併から10年、この平成26年あたりには、これは私個人の推定といたしまして1,300億円を超えるのではとも推定されます。

地方交付税については、2000年度のピークの21兆円から2007年度は15兆円に減額、自治体の借金が199兆円に達し、税源の少ない自治体は税収増も国の援助も期待できない。全国の市長会のアンケート調査でも2002年から2005年度、団体・個人への助成を縮小廃止した自治体が75%、利用料や手数料の値上げをした市は65%に上っております。当市は、いかんでありましょうか。

先般の諸般の報告では、私は由利地域医療の産婦人科医師・小児科医師、それに看護師などが極端に少なくなっている医療体制の研究プロジェクトチームをつくってくれるのかと期待しておりましたが、新庁舎建設検討委員会を庁内につくると報告がございました。9万市民のシンクタンクが日夜行政事務に携わり、財政事情を考慮した結果のことと思いますが、由利本荘市の財政は現在、将来にわたっても大丈夫だとの安心感を市民に示す財政内容と決意のほどをお伺いするものでございます。

次に、文化会館機能を含まない事業申請でのアンケート調査結果との整合性についてお伺いいたします。

大項目3、鳥海ダム建設に向けた環境整備についてをお伺いいたします。

国土交通省東北地方整備局により子吉川水系河川整備計画が策定されましたことは大きな進歩であります。ダム建設地までの道路改良などを申し上げたいのでございますが、

鳥海ダムについては、今さら申し上げるまでもなく水害を防ぐ、または軽減の洪水対策、そしていま一つは水不足により水利用や子吉川の環境悪化を防止する渇水対策と言われます。これは子吉川水系河川整備計画で決められております。子吉川水系の流量調節や水道用水の確保を目的に建設計画が浮上し、昭和45年に県が予備調査を開始。その後、事業凍結等を経て昭和63年に国の予備調査が再開いたしました。平成5年には本荘市へ鳥海ダム調査事務所が開設され、現在、実施計画調査が行われております。

平成4年の概算では、総事業費960億円と試算いたされましたが、技術の進歩や工夫等でもう少し安くできるのではと予想しているとのことであります。19年度も3億3,000万円の調査費が計上されております。また、市民団体の各方面での勉強会、出前講座等を行って、鳥海ダムの地域に及ぼす波及効果等について広く研修を行っていることは市長もご存じのとおりでございます。鳥海ダムの建設を促進する市民の会等も立ち上げ、先般は署名運動を展開いたしております。さらなる建設に向けた運動、活動を行っていく必要がございます。ダムを早く建設してほしいということは何十年來の合い言葉になっておりましたが、それでは肝心のそこまでたどる経路については語られておりません。材料を運ぶにも、まずは道路でございます。セメント・鉄鋼材・燃料油等々、さまざまな品目を運ぶことになります。ダム建設予定地百宅地先までは、どうしても鳥海地域直根間の県道を通過しなければなりません。しかし、昨年崩壊し、今、地すべり対策を実施している大川端から中直根間までの県道が狭隘な箇所がありまして、道路沿いの民家、学童の通学路、通勤には今でも大変でございます。また、鳥海山を軸とした観光拠点づくりも今遅しと県でも本腰を入れ、鳥海観光にメスを入れようとしております。鳥海山を経由し、法体の滝から百宅を通り直根を通る一大観光ルートとしても特に重要な道路に位置づけられると考えます。鳥海地域は、全体的には概して道路はいいのでありますが、なぜか直根区間は改良されておられません。今、周辺の住民は心配しております。いかに県道とはいえ、使用するその多くは由利本荘市民でございます。また工事車両であると思います。道路等は今すぐできるものでもないことから、国・県の事業といえども建設するに当たり、着手した場合のもろもろの周辺への環境を調査検討し、この機会をよしとして県・国に要望するべきと思いますが、広域の住民の一体化は、まさしく道路の整備にかかっているものと思います。議会との合同要望にも項目がございますが、その部分には今まで触れたことがございません。周辺地域発展のため、市長の今後の熱意ある取り組みについてお伺いいたします。

大項目4、生活路線バスに関してでございますが、過日、代替交通運行を決定の旨、新聞報道されましたことは、地域沿線の皆さんがいかに安堵したことでしょうか。市長が日ごろの施政方針のかなめとして、秋田県一広いエリアの地域の一体感醸成の促進を合併した新市の最重要行政課題として位置づけられております。そのためには、やはり住民の生活交通の維持、確保が欠かせないと思います。たまたま合併と相まって間もなくこのような事態になったショックは大変大きいと思います。バスの存続には以前から話があったわけではありますが、民間の企業経営であればなおのこと助成金をいただいても採算が合わなければやむを得ないものと思います。しかし、一方では、何年来地域のかけがえのない生活路線バスでございました赤と白の織りなす独特のマークのバスが往来するだけで、ふるさとを感じながら延々生きてきたものでございます。中

中央から遠距離に位置する地域住民にとっては、情報共有のケーブルテレビも大事ですし、まちのにぎわい創出の場も大事でございますが、その日その日の生活の足があるかないかを心配して暮らしている市民には、本当に命につながる毎日の生活の足こそがかけがえのないものなのでございます。中央から遠距離にある交通弱者も年々増加の一途をたどっております。ましてや限界集落などとも表現される社会構造が余儀なく現実化してきている実態でございます。

先ごろ湯沢市においても生活路線バスを守り続けてきた株式会社もこの9月廃止ということで、地域住民との協議をし、バスを中心にした地域の生活交通を総合的に検討するために生活路線バス運行対策として、湯沢市地域公共交通会議なるものを立ち上げ、生活交通の維持、確保に向けた代替交通手段についての公共交通計画の策定に取り組むことを今般、定例会で鈴木市長が市政報告を述べております。さらに、羽後町の大江町長の行政報告でも、同じような理由から地域公共交通会議を設置したと報告されました。

由利本荘市内でも次の路線はどこというふうに、交通会社では次々に廃止路線を念頭に経営の合理化を進めているとのことでお話でございました。応急手当て的、その都度の対応も理解できますが、このように近い将来の民間交通会社の方針を明らかにされるに及んで、市全体計画の中で今後さらに高齢化社会に向けた住民の生活交通確保のため、市全域の総合的・長期的な生活交通維持のため策定の指針を示すべきと存じますが、その考えがあるかないか見解をお伺いしたいと思います。

次に、大項目5番、ケーブルテレビ事業についてでございますが、現在までの加入者数、加入率はどのくらいなのか。

2つ目、加入時の料金体系等の説明は十分なのか。

最初の事業説明では、ケーブルテレビ加入金が3万円、そして月に1,300円の聴視料。それからインターネットが工事料が1万5,000円、そして登録料が5,000円の計2万円で月額2,700円。それからセット・トップ・ボックスは、多チャンネルを見る場合ですが…その最初わからない場合は、多チャンネルとかということとはわからない。ただ、全体でどのぐらいお金を出したら、ケーブルテレビに加入できるかということの説明が非常にこう混乱する説明でございました。今、議会を通し、そして協議した結果、ケーブルテレビに加入する場合には、たったの1,300円でできるような状況になっております。これは全国一安いです。この安さを売り物にして説明会等においてやっていったならば、もっと加入者がふえるのではないかなと、こう思うわけでございます。詳しく細かい点がありますが。普通に見る場合には、セット・トップ・ボックスーSTBは使わなくてもいい、そういうふうなこともつけ加えないと、ただこれだけであればこれかかる、これかかる、かかることだけが先行してしまいます。

次に3つ目、音声告知端末の災害時における運用はどうなっておるのか。

災害時も万全と錯覚されておられるのが一般的だと思います。防災と混同して解釈されておりますその点についてお伺いしたいと思います。

4つ目がホームページの更新での情報をより早く的確にということでございますが、このケーブルテレビ、CATVのホームページにおきましては、非常にこう年数がたっても更新がなされておられない。そして、非常にいい協議結果で、例えば加入金が期間内であれば無料、そしてインターネット、最近では1万5,000円もカットというようなこと

がほとんど載っておりません。こういうものをいち早く載せて宣伝をすることが、このケーブルテレビの事業を推進する上にも大変大切ではないかと思いますが、その点につきましてもお伺いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。壇上での質問を終わります。

○議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

○市長（柳田弘君） それでは、佐藤勇議員のご質問にお答えいたしますが、最初の奨学資金制度につきましては、教育長の方からお答えします。

2番のまちづくり交付金事業についてであります。項目としては（１）から（８）までございますが、そのうち（１）、（２）、（３）、（８）については関連がございますので一括してお答えを申し上げます。

まず、旧由利組合総合病院跡地整備につきましては、国のまちづくり交付金事業を活用し事業を進めているところでありますが、この事業の申請に際し、市民の皆様の意見を聞くことが要件となっており、計画概要を示し、アンケートを実施したところであります。

また、事業の実施に当たっても市民の声を反映させる組織の設置が必要となっていることから、由利本荘市商工会長を委員長とした市全域から34名で構成される本荘市街地地区まちづくり推進協議会を設置し、これまで視察を入れ6回の会合を設計業者を含めて開催し、文化複合施設の機能についてご意見をいただき、事業費を含めた基本計画に反映させてきたところであります。

また、この文化複合施設のホール機能は、可動席の多目的ホールを当初から計画したもので、その後の協議会で座席数やホール機能が拡充された計画となったものであります。

ホール以外の施設機能につきましても当初計画と同等以上の設備が計画されており、アンケートの内容とは整合性がとれているものと考えております。

今後は、先般、議会特別委員会よりご提言をいただきました内容に十分配慮しながら、この計画を広く市民に理解していただくため、事業説明会を開催するなどして事業を推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

（４）の既存文化会館の耐力度テストを行ったかについてであります。現行の建築基準法における新耐震基準は、宮城県沖地震を機に昭和56年に制定され、さらに阪神淡路大震災を教訓に平成12年に建築基準法が改正されたものであります。本荘文化会館は昭和47年11月に完成した鉄筋コンクリートづくりであり、その当時の建築基準に基づき建設されたものであります。

建設後35年を経過した本荘文化会館は、舞台装置などの特殊設備についても老朽化が著しく、この設置業者が既に廃業していることや、当時としては標準であったものの現在では座席が狭いなどのご意見もあることから、改修に当たっては座席などを含めすべて交換が必要になってくる状況でもあります。加えて、この6月20日には建築基準法が改正されますが、今後の大規模施設改修にはこの新たな改正法が適用されることになり、より一層厳しい基準のクリアが必要となるものであります。

本荘文化会館のみならず市内の公共施設は、市総合体育館や東由利総合支所庁舎、本

荘東中学校など一部の建築物以外は平成12年以前に建設されたものであり、本来であれば調査し、必要に応じて耐震補強をすべきところではありますが、膨大な費用を要することから対応に時間を要している状況でありますので、ご理解をお願いいたします。

（５）の既存文化会館の価値観を新施設にどう反映させるか、（６）の文化会館機能併設のメリットについて、関連がありますので一括してお答えします。

現在の文化会館は、ご質問にありましたとおり、旧本荘市のみならず本荘由利圏域住民がこれまで大きな行事や催し物に利用してまいりました。本荘市街地地区まちづくり交付金事業は、旧由利組合総合病院跡地の有効活用を目的として事業を進めているものであり、計画している文化複合施設は1,100人を収容できる多機能ホールとともに図書館機能並びにコミュニティーセンター機能をあわせ持つ施設として、市内外の方々が気軽に利用できる施設を目指しているところであります。

計画中の施設には、現在の本荘文化会館の音楽や演劇へのこれまで以上の対応はもちろんでありますが、可動席の導入により平土間での使用を可能とし、より多くの使用形態での市民の文化・芸術はもとより、各種サークル活動への対応が十分可能になると考えております。

また、多機能ホールと図書館やコミュニティーセンターが同一施設にあることにより来訪者が相互に利用できることや、会議室を控え室や学習室に利用できるなど機能についても相互利用が可能なものとなるなど、利用者の利便性に配慮した施設を目指しております。

なお、このような施設をそれぞれの機能ごとに単独で建設しようとする場合、膨大な経費が見込まれることから、今回計画中の文化複合施設への機能集約により事業費が大幅に軽減されるとともに、将来的な維持管理費の節約にもつながることからも有効なものと考えておるところであります。

次に、（７）の財政面についてお答えします。

合併後10年間は、新しいまちづくりに必要とする整備事業や行財政基盤整備のために合併特例債など国の支援策が講じられているところであります。

ご指摘のように、合併特例債を初めとする各種市債の活用にあたっては慎重を期さなければならないとの認識を持って対応しておりますが、地方交付税の削減など依存財源の減少に伴い、事業の実施にあたっては、合併特例債や過疎債など有利な起債の活用を余儀なくされているのが実情であります。

また、本市の財政動向につきましては、昨年３月に26年度までの財政計画を示しておりますが、予算規模は平成20年度の約537億円を最高に、以後500億円以下の予算規模に圧縮を図るとともに、起債残高は平成21年度の866億5,900万円をピークに下降基調を見込んでおり、この間の各財政指数についても許容範囲の数値を見ているところであります。

いずれいたしましても財政危機を回避することは行政の責任であり、そのためにも長期的財政計画のもとに事務事業の的確な見直しを図りながら健全な行財政運営に当たる所存であります。

次に、大きい３番の鳥海ダム建設に向けた環境整備についてであります。

鳥海ダムにつきましては、昭和45年に秋田県が予備調査を開始しております。63年に

国の直轄事業に引き継がれ、平成5年には調査事務所が開所、実施計画調査が行われてきております。その後、河川法の法律改正を受けて子吉川水系河川整備計画が昨年3月に策定され、この中に鳥海ダムが明記されたことからダム実現に大きく前進を見たものであります。

今後は、環境影響評価法に基づく手続きが進められるほか、ダム周辺の設計・調査も進められ、道路のつけかえ等についても検討していくと伺っております。

環境影響評価の手続き完了後に基本計画の告示、そして事業計画の確定、工事実施へと進むものでありますが、基本的にダム建設に付随する道路等の公共施設については、ダム建設着工前に協議していくことになります。鳥海ダム建設工事の関連として県道鳥海矢島線を利用する計画が公表されれば、鳥海ダム調査事務所に当該道路の実情を説明し、ダム建設工事中の安全確保について協議してまいります。これらを含め、今後ダム調査事務所と時宜に即して連絡を密にとってまいります。

現状としましては、県道鳥海矢島線が通勤通学の生活道路でもあることから、狭隘幅員の拡幅と連続カーブの改良について道路管理者である秋田県に対し今後も強く要望してまいります。

次、大きい4の生活路線バスについてお答えします。

鳥海地域におけるバス路線廃止については、羽後交通より本年9月末をもって中直根線と猿倉線の路線廃止、笹子線の皿川延長部分の契約解除について申し出があったものです。このため市では、地域住民の声を聞くためアンケート調査や住民懇談会を行うとともに、本年3月に由利本荘市地域公共交通会議を開催しながら協議を行ってまいりました。

沿線住民のご意見や地域公共交通会議においても「羽後交通のバス路線廃止はやむを得ないが、市による代替交通を確保してほしい」との要望が多かったことから、路線が廃止される本年10月以降の代替交通を確保するため、運行に要する経費を今議会に補正予算として計上しております。本年度は試験運行として実施し、路線については「鳥海荘から鳥海総合支所前」、「下百宅から鳥海総合支所前」、「皿川から道の駅清水の里鳥海郷」の3路線とし、市の車両を使って、運転業務はシルバー人材センターへ委託して行いますが、朝夕のスクールバスを活用できる区間についてはスクールバスへの混乗も行います。

市による自家用有償運行となることから、運転手については二種免許取得者に限定し、月曜日から金曜日まで1日3便の運行を予定しております。また、既存路線バスとの接続による利便性も考慮し、道の駅と鳥海総合支所前のバス停では羽後交通の路線バスへ乗り継ぎができるよう運行時間を調整したいと考えております。

なお、乗車料金は、スクールバスへの混乗及び未就学児童は無料、それ以外は乗車区間にかかわらず定額の200円を予定しています。

いずれにいたしましても、バス事業者が路線撤退する最大の要因は利用者の減少であり、代替運行についても利用者が少なければ継続は困難となることから、試験運行を実施しながら利用者ニーズの把握や運行コース・運行時間帯などについても検討してまいります。

次に、大きい5番のケーブルテレビ事業について、(1)の現在までの加入者数、加

入率であります。加入促進期間である3月31日までの一般世帯の対象世帯は4,839世帯で加入者数は2,430件、加入率50.2%となっています。また、各地域別では、岩城地域が918件で44.9%、本荘地域では749件で50.0%、東由利地域においては763件、加入率58.9%であります。

ケーブルテレビ事業は、加入者がふえることによってその事業効果が一層発揮される事業であり、今後も継続して加入促進に努めてまいりますので、ご指導賜りますようお願いいたします。

(2)の加入時の料金体系等の説明は十分かであります。平成19年度整備対象区域における住民説明会は、先月19日から西目地域を皮切りに開催しておりますが、生活の多様化とあわせ市民の所有するテレビの受信や視聴の形態も一様でないことから、説明会においては誤解を生じないようにケーブルテレビの基本的な受信方法や視聴範囲などについて説明し、個人の受信形態に合わせたご質問には可能な限りご理解いただけるよう努めております。

加入者の加入金の免除期間や利用料について詳しく申し上げたことはもちろんですが、特にケーブルテレビ専用のSTB設置につきましては、基本チャンネルのみの視聴を希望する場合は必要でないこと、また、ケーブルテレビを通して衛星放送や通信衛星放送などを視聴する場合はSTBを購入していただく必要があることなど、明確な説明を行っています。

ケーブルテレビのインターネット利用についても、NTTなど民間のさまざまなサービスを利用されていることから、ケーブルテレビの場合、加入金は5,000円、月額利用料はすべて込みで2,700円の定額であることなど相違点についても説明を加えております。今後も市民の意向を十分考慮しながら説明に当たってまいります。

(3)の音声告知端末の災害時における運用についてであります。音声告知端末機設置の大きな目的は、音声による情報の共有であります。市役所や各総合支所からの行政情報の提供、また町内会や自治会長宅からの連絡網として幅広く活用できる設備であり、災害時の運用につきましても緊急放送機器として、また、津波や豪雨、道路状況などの事前情報を提供する役割を持つ設備であります。

停電時の対応といたしましては、CATVセンターには発電機を装備し、伝送路には電源供給器を設置しています。また、災害対策用として緊急避難先となる市内の公共施設や集会所などには多重情報機器用のバッテリーを設置することから、2時間程度の交信は可能となるものであります。

(4)のホームページ等での情報提供をより早く的確にとのことではありますが、CATVセンターのホームページは開設以来、一部修正を加えながら運用しておりますが、今後はさらに加入促進を図る観点からも構成全体について検討してまいります。

また、放送番組のお知らせは毎週更新しておりますが、今後放送エリアの拡大にあわせさらに研究を深め、よりきめ細やかに最新情報の提供に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 佐藤勇議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

奨学資金制度についてのご質問であります。この制度の目的は、学業優秀な学生であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対して学資を貸与し、すぐれた人材を育成することにあります。

また、この制度は既に貸し付けが終了した奨学生からの返還金と、一部一般会計からの繰入金をもって運用され、基本的には世代から世代へのリレー方式により成り立っております。

採用に当たっては選考委員会を開催いたしまして奨学生を決定しておりますが、希望者は平成18年度においては69名、今年度は75名と増加傾向にあります。

貸与額は大学、短大、高等専門学校、専修学校においては月5万円、高校においては2万円であり、今年度の採用者数は大学や短大などで30名、高校15名の45名であります。

従来から貸与している在学学生を合わせますと今年度は168名で、その所要額はおよそ8,000万円程度となっており、応募者全員の採用は返還期間なども考えますと現状として拡大することは困難な状況かと思っております。

なお、これまでは欠員補充をしておりませんでした。今年度からは採用者の中から辞退者が出た場合には速やかに採用者を追加決定して不用額に対応するとともに、少しでも採用枠をふやすようにしているところでございます。

また、日本学生支援機構など他の制度に応募できるように、決定時期を早めるとともに各種制度の情報提供に随時努めているところでございます。

なお、採用枠の拡大につきましては、今後とも引き続き保証人のあり方などや制度の研究・検討を重ねてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（井島市太郎君） 20番佐藤勇君、再質問ありませんか。

○20番（佐藤勇君） ありません。

○議長（井島市太郎君） 以上で、20番佐藤勇君の一般質問を終了します。

この際、約10分間休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時11分 再 開

○議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。6番佐藤竹夫君の発言を許します。6番佐藤竹夫君。

【6番（佐藤竹夫君）登壇】

○6番（佐藤竹夫君） 研政会の佐藤竹夫でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告の順に従い大項目4点について質問をさせていただきます。

柳田市政が発足してから2年2カ月が経過し、根も張り、幹も枝も順調に成長しております。由利本荘市総合発展計画で策定された7つの重点施策に花が咲き、実が実り、住んでよかった、住んでみたい、住み続けたいと言われるまちづくりが一日も早く達成されることを望むものであります。

由利本荘市総合発展計画は、1市7町の合併協議会で確認された新市まちづくり計画、

いわゆる、1、1市7町が一体的となった広域的なまちづくりによる住民サービスの充実。2、分権型社会に対応できる行政基盤の強化。3、少子高齢化の進行に対応した活力ある地域づくりと福祉サービスの充実、そして安心して暮らせるまちづくり。4、効率的な財政運営の4点を基本にして作成されたものでありますが、幸いにも合併から2年2カ月経過した今日、市民の間には少しずつ一体感が醸成されてきており、大変心強く感じておるところであります。

さて、さきに開催された3月定例会で19年度施政方針が示され、「誕生期から創成期への移行となるべき19年度においても新たな1ページを書き記すべく、全市民の英知と努力を礎としてスクラムを組み、「人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）」実現に向け邁進してまいりたい」との所信表明が市長よりなされました。「豊かで清新な活力に満ちあふれるまちづくり」、「共生、協働、創造」を市政推進の基本理念に、旧市・町8つの力を結集して「躍動のまち」をつくり上げるための行政指針となる由利本荘市総合発展計画が平成18年3月に策定されました。平成17年から平成26年度までの10年間に及ぶ長期計画であります。この間、国・県の動向や経済状況などによって大きな影響を受けることが予想されます。

最近の経済状況や国・県等の動向が盛んに報道されておりますが、由利本荘市総合発展計画にあります7つの重点施策の実現化・具現化に向けて支障なく推進できるのか、あるいは見直しや修正が必要かどうか、お伺いするものであります。

最初に大項目1、行財政改革の推進についてであります。

先ほど佐藤勇議員から大項目2の（7）財政面についての質問がありましたが、大変恐縮ですが若干重複部分がありますので、ご了承をお願いしたいと思います。

（1）重要施策の推進と財政運営についてお伺いいたします。

都市と地方、大企業と中小企業間においては景気に対する認識の差は大きく、各分野における格差が顕著にあらわれております。当地域においても、いまだ先行き不透明の状態であり、市税等自主財源の確保には大変苦慮されておられると思います。

厳しい状況の中であって、明るいニュースもありました。TDKの新工場の進出は、雇用の創出と若年層へ夢を与え、また、秋田由利牛の地域団体商標登録の認定は農業振興につながり、そして秋には20年にも及ぶ長年の要望でありました日本海沿岸自動車道路岩城一仁賀保間が開通し、人、物、文化の交流に期待が寄せられております。TDKの進出について市の対応をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

また、46年ぶりに秋田わか杉国体が、国体終了後には全国障害者スポーツ大会が予定されており、由利本荘市を全国にPRし、地域の活性化と観光振興に寄与するものと大きな期待がされるところであります。

各地を旅行して必ず話題になるのがお米です。国体では、おいしい本荘米を提供し、ぜひとも本荘米の消費拡大に結びつけたいものと願っております。

しかし、これらのことが早急に税収等に結びつくとは考えられず、やはり地方交付税や国・県支出金、市債等に依存せざるを得ない状況が続くものと予想されます。当局の説明では、平成19年から平成22年までに総額33億500万円の財源不足が生じると言っておられます。現在、本荘中央地区土地地区画整理事業、ケーブルテレビ整備事業等の継続事業に加えて、まちづくり交付金事業の一環であります文化複合施設整備事業、由利橋

架け替え事業、本荘南中学校・西目小学校・矢島中高連携校の3校改築事業などの大型プロジェクトが施行中であります。財政的にも大きな負担を抱えておることは十分に認識しておりますが、まちづくり計画には欠くことのできない事業ばかりであります。さらには近い将来、消防庁舎と市役所本庁舎の改築も念頭に置かなければなりません。市税等の自主財源が26.4%で3割にも満たない現状からは、やはり依存財源である地方交付税や国・県支出金等に依存することになり、ますます財政運営に大きな負担となることは間違いのないと思料されます。

平成17年度決算状況によれば、財政力指数は0.32、実質収支比率4.6%、経常収支比率95.6%、公債費比率16.8%、起債制限比率10.3%で、18年3月に策定された由利本荘市財政計画より高くなっておるのが実態であります。将来的には事業費の増加に伴って市債等の発行も増加するでしょう。当然、経常収支比率も公債費比率も高くなりますが、将来の財政運営に支障がないのかどうか、また、耐えられるのか明確な見通しをお示しいただきたいと思います。

合併後10年間にわたって発行できる合併特例債の適債要件のハードルが高くなるなど厳しい状況にありますが、市債発行のピークはいつごろか、また、26年度まで合併特例債を416億円と見込んでおりますが、増加の見込みはないのかお伺いいたします。

(2) 市税等の収入率の向上対策についてお伺いいたします。

三位一体改革により税源移譲が実施されましたが、反面、補助金と地方交付税の削減は当初の期待感とは逆に地方自治体に大きな影響を与えて、住民生活へのしわ寄せが出ております。

本市においても19年度歳入で税源移譲と定率減税の廃止により、市税では5億5,700万円の増であります。所得譲与税は5億9,800万円の減、交付金で5,700万円の減、さらに地方交付税も年々削減されるなど大変厳しい状況にあります。

市税等は、憲法で保障されている市民一人一人が健康で文化的な生活と安全・安心して暮らせるまちづくりの財源であります。自主財源である市税や国民健康保険税、介護保険料、そして給食費、保育料、各種使用料等の収納確保は重要かつ緊急の課題であると考えます。18年度分の滞納額は、19年4月末現在で市税8億3,029万7,000円、収入率89.5%。国民健康保険税7億5,019万2,000円、収入率75.8%。介護保険料7,316万6,000円、収入率73.6%。水道使用料1,545万8,000円、収納率98.9%。保育料3,077万5,000円、収納率79%。給食費は3月末現在で137万3,000円となっております。

18年4月1日付で、市税の収入率向上を図るため総務部に収納課を新設されて1年が経過いたしました。担当職員は、責任を持って収納業務に努力されておられることと思いますが、定率減税による課税額の増加などで4月末現在では未納額が増加しております。事務の効率化と情報の集約などを考慮したとき、各部署の収納業務を収納課に一元化し、また、職員も増員して対応した方が徴収の強化につながると思いますが、市長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

19年度においても住民税の税率の引き上げ、国民健康保険税と介護保険料が3年間の段階的負担増などで滞納額の増加が懸念され、特に低所得者層や高齢者の負担が大きく、納期内納付と滞納防止について周知徹底を図る必要があると思います。未納額の増加は、市政運営と事業運営に大きな支障を来すことになり、収入率の向上は強く求められます。

また、市税・使用料等の未納額の発生は、地方交付税の交付金と国民健康保険法の調整交付金がそれぞれ減額されることになり、収入面で二重に不利益が生じます。現状の体制で十分なのか、あるいはもっと強化する必要があると思っておられるのか、お伺いいたします。

（３）集中改革プランの推進強化についてであります。

平成18年度に策定された由利本荘市行政改革大綱の重点事項として、職員の定員管理の推進、指定管理者制度の活用など14項目を設定し、また、取り組み期間を平成17年度から平成21年度までの５年間と定めた具体的な集中改革プランが策定されました。

今日の厳しい経済状況や少子高齢化の進行、そして市民ニーズの複雑化、多様化に適切に対応していくためには、日々変化する社会情勢の把握や情報収集に努め、事務事業の見直しを初め行政改革を積極的に推進し、行政のスリム化を図ることが重要であると思います。

本市の行政改革大綱では、合併後10年間で一般職員数を300人削減する計画ですが、団塊世代の退職が短期間で終わる見込みであり、また、地方分権型社会の促進によって職員への事務量の増加が予想されます。

平成19年５月25日に開催された経済財政諮問会議で自治体への事務移譲などで国家公務員33万人のうち10万人前後を削減できるとの試算を示しており、このことは地方自治体の事務量と人的負担が増加することを指しており、集中改革プランによる一律の定員削減は職員に負担と不安と混乱を与えることになります。現場の実態を把握し、事務量のバランスを十分に配慮した慎重かつ適材適所の配置を図るべきものと考えます。

地方分権の促進に伴って事務の内容も複雑化し、市民ニーズも多岐多様にわたっております。また、特殊な事業や高度な事務事業を安易に外部委託することは、事業費の増加につながると思います。これらの事務事業に的確に対応できる専門的・高度な知識・技術を有する職員の確保と育成は緊急の課題であると思われませんが、市長のお考えをお伺いいたします。

さきに申し上げましたように、日々変化する社会情勢を考えますと、行政改革大綱での10年というスパンは少し長いように思えてなりません。臨時職員等の雇用のあり方、幼稚園・保育園・老人施設等の公的施設の民間への業務委託、あるいは指定管理者制度の積極的な活用を図りながら早期に解決しなければならない課題であると思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

大項目２、旧国立療養所秋田病院跡地の有効活用についてであります。老朽化した公的施設の整備計画についてお伺いいたします。

今、本市では本荘中央地区土地区画整理事業、由利橋の架け替え事業、公共下水道整備事業、ケーブルテレビ施設整備事業、西目小学校ほか３校の整備事業等々、大型かつ重要な事業が施行中ですが、おおむね平成22年度までには完了の予定であります。

現在、老朽化が進み建てかえが必要とされるのが消防庁舎、市役所、文化会館、本荘体育館などです。しかし、財政面や土地の確保など課題も多くあります。また、国から条件つきで払い下げを受けた面積12万8,626平方メートルの膨大な旧国立療養所秋田病院跡地の活用も大きな課題であります。取得時の計画にあります防災、福祉、スポーツの３つのゾーンをどのように利活用するのか。例えば、老朽化した本荘体育館の

移転改築など市長の構想をお伺いいたします。

大項目 3、町内区域の見直しについてお伺いいたします。

本荘地域では、由利橋通線を初めとする本荘中央地区土地区画整理事業、まちづくり交付金事業などが22年度の完成を目指して工事が進められております。事業に協力して、結果的に長年住み育った町内から転居を余儀なくされた方々がおられます。4月1日現在で世帯数が5戸になった町内会もあります。また、30世帯以下の町内会も6町内あります。一方では、新興住宅地の開発等によって300世帯以上の町内会が11町内、中には880世帯の町内会もあります。

少数世帯の町内にあっては、町内会の活動を初め組織の維持、運営にも困難を来している状況で、まちづくり事業が「町」をなくしてしまうという声を聞くと本当に心が痛みます。行政のしっかりとしたサポートが必要であると考えます。

反面、規模の大きい町内会にあっては、組制、班制など細分化した編成をとって町内会の活動や維持、運営を図っておられるようではありますが、日常の連絡や情報伝達等に相当数の日数を要したり、町内会員間の交流等が希薄になるとの声が漏れ聞こえてまいります。

本市においても、高齢者・独居世帯が増加しておりますが、不幸にして災害等の発生時には身近にいる近隣住民の支援が必要となってまいります。きめ細かな行政サービスや防災対策面からも町内区域の見直しが必要であると思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

大項目 4、教育現場の課題についてであります。

(1) 不登校といじめの現状と対策についてお尋ねいたします。

本市には、小学校21校、中学校11校あり、それぞれの学校が地域性を取り入れながら指導に努められておることは十分に承知しております。しかし、中には本人、家庭、学校のいずれかに原因があって登校できず、授業を受けられずにいる生徒がおるのも事実です。登校できない生徒が十分に教育を受けることなく卒業し、社会に出て本人がどのような状況下に置かれるのかを思うとき、あるいは日常生活で臨機応変に対応できるのか心配するものです。

本市の学校教育の目標は「豊かな人間性を育てる」とうたっており、また、教育の基本方針では「いじめ問題の根絶、不登校児童生徒の減少施策の推進」を掲げております。

そこで、本市における不登校及びいじめの実態についてお伺いいたします。

不登校の認定については、教育委員会で基準を定めておると思いますが、その基準に該当する児童生徒数と、基準に該当しないが断続的に相当数欠席しており不登校状態と認識される児童生徒がどのくらいおられるのか、お伺いいたします。

いじめが不登校の大きな理由であると言われております。いじめる側もいじめられる側も将来を担う大切な子供たちであり、決して見逃してはならない問題であります。いじめを受けた事例の報告があったかお尋ねいたします。

不登校、いじめについては、発生前に予防することが最善の策と考えますが、発生前、あるいは発身後、具体的にどのような対策をとられておるのかお伺いいたします。

(2) 学校給食費の未納対策についてであります。

給食費の未納が大きな社会問題になっておりますが、本市においても未納が年々増加

しております。学校給食法第6条第2項では、給食の原材料費は保護者の負担とする旨規定されております。保護者それぞれが平等に責任を持って負担するのが基本であり、当然の義務であると思いますが、未納が増加しておるのが実態であります。未納は何名でしょうか。また、給食費の管理運営はどこで担当されておるのか、未納分の徴収についてどのような対応をされておるのか、お伺いいたします。

先月5月8日の読売新聞に「由利本荘市では、保育園の最高責任者で親子と面識がある園長にも督促状の送付や催告、納付の相談などの業務を担ってもらうことを検討している」との記事が載っておりました。学校の最高責任者で児童生徒父兄と面識のある校長にも同じことが言えると思います。しかし、教育者としての立場であり、徴収業務を担当させることに複雑な思いを感じます。学校現場では、本来の業務である学習指導や部活動の指導に専念し、督促状の送付や催告、臨戸訪問などの徴収事務は市長部局で担当すべきだと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

最後に（3）食育の指導についてお伺いいたします。

給食は、児童生徒の健全な体力と精神力を醸成する上で重要な役割を果たすものと考えます。

政府が発表した食育白書によれば、朝食を食べてない小学生、5年生で19.7%、中学2年生で25.1%、20歳男性で30%超、子供たちだけで食べている小学生20.1%、中学生41.6%となっております。

朝食を食べない子供は疲れやいらいらを感じる割合が高く、逆に毎日朝食を食べる子供ほどペーパーテストの得点が高い傾向があると報道されておりました。食育は家族間のコミュニケーションをとる大切な場でもあり、また、情操教育の面からも重要であると考えます。児童生徒、保護者に対して指導強化を図る必要があると思いますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

以上、大項目4点についての質問を終わります。

○議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

○市長（柳田弘君） 佐藤竹夫議員のご質問にお答えします。

初めに、行財政改革の推進について、（1）の重要施策の推進と財政運営についてありますが、初めに、TDK株式会社の本荘工業団地への新工場建設についてであります。将来の地域発展に大きく貢献するものであると期待を寄せているところであります。

市としましては、TDK立地市内連絡調整会議を設置し、その初会合を5月18日に開催しております。調整会議は、商工観光部やガス水道局など関係7部局の職員で構成しており、立地に至る経緯やガス供給計画案及び水道供給計画案等について情報交換をしたところであり、TDKでもワーキンググループを設置するやに聞いておりますので、今後も連絡を密にし、随時開催しながら支援についての確に対応してまいります。

次に、財政についてありますが、本市では総合発展計画に基づく事業について補助金や合併特例債、過疎債などの有利な地方債を活用し、財政計画との整合を図りながら事業を展開しているところであります。

しかしながら、三位一体改革等に伴う税源移譲不足や交付税の削減などで大幅な財源

不足が生じ、その不足分は基金からの繰り入れで調整せざるを得ず、国の制度改革がもたらすひずみは自主財源の少ない本市にとって大きな痛手となっているのが実情であります。

ご心配いただいております事業展開に伴う財政状況につきましては、起債残高のピークを平成21年度末の約866億5,900万円と試算しておりますが、地方交付税への公債費算入率は66.5%と見込んでおり、起債残高の増加がそのまま財政運営に大きな影響を及ぼすものではないと認識しております。

また、合併特例債の総額は、現在のところ合併市町振興基金積立金も含めまして約470億円を見込んでいます。

今後の財政運営につきましては、総合発展計画の実施事業について厳格な見直しを図り、市債残高にも十分留意しながら将来を見据えた健全な財政運営に努めるとともに、さらには国が検討中の第二期地方分権改革では、地域間の財政格差是正のため地方交付税と財政調整制度の再構築が図られるよう、市長会を通じて強く求めてまいります。

次に、（２）の市税等の収入率の向上対策についてお答えいたします。

国と地方の税財政を見直す三位一体改革により今年度から税源移譲が実施され、市が徴収する市・県民税が増額し、それに伴い滞納額の増加が懸念されております。このため６月１日に発送しました納税通知書に税源移譲に関するお知らせを同封し、市民の皆様にご理解をお願いしたところであります。

また、平成18年度の市税の収納状況は、現年・滞納繰越分を合わせた収入率で、一般税では91.1%、国保税は76.3%となっており、前年度と比較し、一般税で0.31ポイント、国保税では0.66ポイント下回る結果となり、税を取り巻く環境は依然として厳しさが続いております。

ご提案のありました収納体制の強化についてであります。昨今の税制度の推移からしましても、税収確保は喫緊の課題であると認識いたしております。

ご承知のとおり収納業務は、税については収納課が、保育料や住宅使用料など各種料金については担当課が賦課から収納までそれぞれのコンピューターシステムを使用して行っております。税と各種料金では滞納整理の仕方に差異があることや、一元化をするためには各部署の業務について収納課が精通していなければならない課題もあり、当面は関係課で共通の情報を共有し、連携を密にして滞納者と折衝し、きめ細かに納付の道筋を指導できるよう協力体制を整備してまいります。

また、電話催告や訪問による自主的納付の勧奨は正職員でなくてもできるとされており、将来的には民間事業者をも活用するなど幅広い収納対策を推進していかなければならないものと考えております。職員は専門性を高めるために一層研さんを深め、差し押さえや換価などの確な滞納処分による強制徴収のできる体制づくりに努めてまいります。

いずれにいたしましても収納業務は各総合支所の関係課でも行っており、限られた人員でいかにして最大の成果を上げるかが肝要であり、どのような組織体制が最良なのか、さらに検討を深めなければならないものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、（３）の集中改革プランの推進強化についてであります。

行財政改革は、国はもとより地方自治体におきましても最重要課題として取り組むべ

きものであらうと認識いたしております。本市におきましても、合併時に行政改革大綱と、その具体的実施目標としての集中改革プランを策定し、実行しておるところであります。

ご指摘のありましたように、国でも地方分権の政策から、権限及び事務事業の地方への移譲がなされております。市が策定しました集中改革プランにおける数値目標は、現時点での事業量をもとに算定したものであり、固定した数字、つまり目標値ありきではございませんので、事業量に応じて見直し、現実に沿った計画を進めてまいりたいと存じます。

また、住民ニーズにこたえつつも効率的な行政運営を行うためには、指定管理者制度の活用や外部委託の推進も必要と考えており、その実現に向け現在鋭意努力しているところでありますので、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

次、大きい2番の旧国立療養所秋田病院跡地の有効活用について、老朽化した公的施設の整備計画について、このことについては、旧国立療養所秋田病院跡地は、移転に伴い平成17年2月に市土地開発公社が取得したものであり、面積は約12万8,000平方メートルであります。

この跡地取得に当たっては、跡地利用検討会並びに都市再生推進期成会より提出された防災、福祉、スポーツの3つのゾーンの利用案を国に提示し、理解を得て購入したものであり、このゾーニングを基本に昨年度跡地利用についての基本構想の策定作業を行ったところでありますが、老朽化や敷地問題のある本荘体育館などの具体化については、今後庁内において総合発展計画との整合性を図りながら検討を行うとともに、議会や市民の皆様と相談し、整備計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に大きい3番の町内区域の見直しについてであります。

町内区域や町内会組織は、住民の自発的な意思により歴史的な背景や設置目的など実情に即した区域をもって編成され、一定の地域に住む人たちが住みよい地域づくりを目指し、自分たちの意思により組織した団体であり、市などと協力しながらその地域内に生ずるさまざまな問題に対処する住民自治組織であると考えています。

このことから、町内会等の区域については行政の主導によって地域割をし、任意で結成された団体の組織、または区域の再編を行うことは、地域住民の自主性を損ない好ましくないものと考えことから、地域あるいはそれぞれの町内会等における意向を十分に尊重し、相談に応じてまいりたいと考えています。

なお、防災対策等につきましては、町内会の区域や組織の大小にかかわらず今後ともさまざまな対策を講じ、地域住民の防災意識の高揚や災害発生時の支援等に取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に大きい4番の教育現場の課題につきましては、教育長からお答えをいたします。

以上でございます。

○議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 佐藤竹夫議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

4の教育現場の課題について、（1）不登校といじめの現状と対策についてでござい

ますが、本市の小中学校で30日以上欠席している不登校児童生徒数は、平成18年度の調査によると小学校で13人、中学校で59人、合計72人です。ここ数年の傾向としましては、小中学校の合計数を平成15年度から18年度まで比較してみた場合、103人、92人、87人、72人と毎年少しずつ減少しており、出現率でも平成15年度の1.3%から平成18年度は1.0%に減少してきております。これは県の出現率0.8%と比べて高い状況ではありますが、全国とほぼ同じ傾向を示しております。

この平成19年度においては、4月から5月末までに不登校と判断されている児童生徒数は、小学校で5人、中学校では31人、合計36人です。なお、本荘ふれあい教室や県立明德館高等学校に開設されているスペース・イオに通級したり、校内の保健室や相談室で学習している児童生徒もおります。

このような不登校や、その傾向にある児童生徒に対しては、各学校で学級担任や関係職員が家庭訪問を行うなど、学校復帰に向けた働きかけを継続して行っております。

なお、今年度は中学校5つの学校にスクールカウンセラーを、2つの学校には心の教室相談員を重点的に配置し、生徒に対してはもちろんのこと保護者の悩み相談にも対応できるよう相談体制を整えております。また、広域カウンセラーや、すこやか相談電話、本市の民間ボランティア「羊の会」などからも熱心に取り組んでいただいております。

次に、いじめについてであります。平成18年度のいじめの発生件数は52件です。32校中22校から報告がありました。いじめの多い学年は、小学校では5年生で、中学校では1年生、いじめの種類といたしましては、冷やかしか、からかいが最も多く、また、中には複数の友達から手足をたたかれたり、たびたび嫌がらせをされたりする事案やインターネットを介したトラブルなど、より慎重な対応を要する問題も何件ありました。

これらの問題に対しましては、加害生徒への指導や保護者の面談はもとより、学級や学年全体に対する指導、被害生徒の心のケアや保護者との情報交換など多面的な方策により、いじめの根絶に向けて努力を重ねているところでございます。

今年度は今のところいじめの報告はされておりませんが、各校でも友人関係や部活動などでの人間関係をよりの確に把握しながら、子供の態度や表情からいじめの兆候が読み取れるよう指導しているところであります。特に部活動などにおいては、先輩後輩の過度な上下関係からあつれきが生じないように、指導に際しては十分に配慮するよう各校に指示しているところでございます。

また、いじめが発生した場合は、早期に適切な対応を図るよう重ねて指導しているところであります。

教育委員会といたしましても、本市のいじめ・不登校等問題連絡会議を継続し、適応指導教室や各種相談機関、子育て支援課や警察の少年係等とも連携を強化するとともに、いじめの発生した場合は学校に直接出向き、協同してその解決に当たるなど、教育委員会と学校、関係機関が一体となった取り組みを今後とも行っている所存でございます。

次に、(2)学校給食費の未納対策についてのご質問であります。学校給食費につきましては、学校給食法の規定により食材費等は保護者が負担することと定められており、教育委員会といたしましては給食費を保護者に適切に負担をしていただくことが不

可欠であるという認識に立ちまして、その対応策については全力で取り組んでいるところではございます。

本市において学校給食は学校ごとの単独校方式で実施されていることから、給食費はPTAや学校で構成されている学校給食委員会で協議や運用がなされております。現在のところ未納者の数は、小学校21名、中学校28名の49名でございます。給食費未納の生徒の保護者への対応は、第1段階では学校やPTAが中心となって取り組み、児童生徒に不安を与えることのないよう十分な配慮をしながら未納の保護者へ電話をしたり督促状を送付したりするなどの対応をしているところでございます。第2段階では、担任を初め学年主任や給食主任が家庭訪問を行い、ときには校長や教頭が直接保護者と連絡を取って納付を促すなど未納の解消に努めてきております。さらに第3段階で、当該学校と教育委員会が給食費未納の保護者と面談等を行い、給食費の収納に当たっております。

なお、経済的な問題等により給食費の支払いが困難な保護者に対しましては、生活保護による教育扶助や就学援助制度の活用を紹介するなど、就学援助事業の周知に一層努めてきております。

いずれにいたしましても教育委員会といたしましては、給食費未納の保護者に対しましては学校と強力に連携を図りながら、これまで以上に積極的に未納者への対応を推進し収納に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、（３）食育の指導についてであります。近年、朝食をとらない、いわゆる朝食欠食など子供の食生活の乱れや肥満傾向などが見られ、国では子供が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育推進基本計画を平成18年3月に策定し、望ましい食育を総合的に推進しております。

成長期に当たる子供にとって健全な食生活は、健康な心身をはぐくむために欠かせないと同時に将来の食生活習慣の形成に大きな影響を及ぼすと言われております。また、内閣府から出されました平成18年度「食育白書」によりますと、毎日朝食をとる子供ほどペーパーテストの得点が高い傾向にあると指摘されております。

食育推進基本計画では、朝食を欠食する児童の割合を平成18年の4%から平成22年までにゼロ%にする目標が設定されております。

本市におきましては、昨年5月実施いたしましたアンケート結果によりますと、朝食をほとんど食べない児童生徒の割合は、小学校で2.1%、中学校で2.5%でありました。そのため、今年度も各学校では「早寝・早起き・朝ご飯運動」など、食育運動の推進を展開しているところでございます。

また、学校での食育を推進するために、食に関する指導強化事業を実施しております。これは市内小中学校において、各校の特色を生かしながら作成した本市独自のアイデアレシピ集を活用し、望ましい食の習慣化を目指して強力に推進しているところであります。

近年、生活や労働時間の多様化が進み、一家団らんの食事をとることが難しくなってきました。また、「一日の始まりは朝食から、一日の活力は朝ご飯から」などをスローガンに掲げていただくなど、朝御飯をとることの大切さを呼びかけてまいりたいと存じます。

教育委員会といたしましては、今年9月に尾崎小学校で行われる全県家庭科研究大会

におきまして、望ましい食育や食習慣の形成にかかわる授業を公開するとともに、各学校にも実践を広めてまいりたいと考えております。

なお、朝食欠食等の問題は、保護者、家庭と強力に連携しながら解決することが大切でありますので、学校だよりなどを活用して食育の重要性を理解していただくとともに、児童生徒の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（井島市太郎君） 6番佐藤竹夫君、再質問ありませんか。6番佐藤竹夫君。

○6番（佐藤竹夫君） 2点ほど簡潔に質問しますので、答えの方も簡潔にお願いしたいと思います。

最初にT D Kの工場進出について伺いたします。

先ほど市長からもお話ありましたように、T D Kの工場進出については地域の活性化にかなりの大きな影響があり、また、経済にも大きな影響を及ぼすものと思われます。

最初に、T D Kのその工場進出に当たって市内の連絡調整会議が設置されて対応された、これは早目の対応、的確な対応であったと評価いたしております。由利本荘市工場等立地促進条例、これを見ますとですね、500億円の投資に対して最大限3年間ぐらいで支援できる額、これ私間違っておるかもしれませんが、雇用の人数なり、あるいは用地の取得の助成金、あるいは福利厚生施設等の助成金なり交付金なり支援金ありますけれども、これを見ますと約1億円いくかいかないかの支援の金額ではないかなと予想されておりますけれども、これは別にしてですね、その500億円に対して1億円のその支援なり助成金でT D Kさんの方が納得してくればいいのですけれども、別の要望があった場合、条例上対応できるのかどうか、ということをお伺いしておきたいと思います。

○議長（井島市太郎君） 質問者は再質問に限ってください。

○6番（佐藤竹夫君） はい。

第2点目ですけれども、市税等の徴収対策についてであります。

市長の方にお聞きしたのはですね、お聞きしたのは、徴収体制の強化を図られないかという私、質問したんですけれども、といいますのは、滞納額があった場合ですね、地方財政法第26条第1項で地方交付税を総務大臣は減額しますよと。もう1つは、国民健康保険法第71条第1項で普通調整交付金も減額しますよというふうな規定がありますけれども、こういうふうなものを考えますと、やはり徴収体制の強化を図る必要があるんじゃないかなと、そういうふうに思って、改めてその体制の強化について質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

○市長（柳田弘君） 佐藤さんの再質問にお答えしますが、T D Kの支援のことにつきまして、市内プロジェクトをつくって検討しておるところであります。今のところ500億円というのは新聞報道でございまして、はっきりした数字ではありません。水の問題、あるいはガスの問題等についてはある程度数字には出してきておりますが、今建てる建物が大体どれだけでとか、雇用する人数はどれだけということをはっきりしたことは出ていないのであります。ですから、これからそうしたことがT D Kの方から示されると

思いますので、その段階でその内容をよく詰めてまいりたいと思います。支援できるかできないかというのは、向こうの方からのまたそうしたお話があれば、これは市としても大変な地域としての雇用の確保のために大きな波及効果が期待されるわけですので、市としてはできるだけ支援をしてまいりたいという考えでおりますので、そこでとめさせていただきたいと思います。

それからこの税収の問題であります、おっしゃるとおりに税収も納まらないで国の方からあれ交付税云々という話は虫のいい話だということになっております。そういう意味でも税の徴収について頑張っていかなきゃなりません。過日テレビでも今全国的に大きな問題になっています。それらに対してどのような手だてが一番いいのか、目下全国挙げて各自治体、また国もこれと一緒に今考えているところでありますので、市としましてもこれから今、時間をいただいて、ぜひとも税の徴収について強力な体制を敷いてまいりたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（井島市太郎君） 6番佐藤竹夫君、再々質問ありませんか。

○6番（佐藤竹夫君） ありません。

○議長（井島市太郎君） 以上で、6番佐藤竹夫の一般質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時13分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。14番高橋信雄君の発言を許します。14番高橋信雄君。

【14番（高橋信雄君）登壇】

○14番（高橋信雄君） 午前中から見ると傍聴が少ないので、若干高揚した気持ちがなえてくる部分ありますが、先輩たちのご指導ありまして午後の1番ですので大きな声で始めるようにと教えられましたので、なるべく皆さんがこちらを向いてくださるように大きな声で質問を通告に従って行いたいと思います。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

通告どおり大項目3点について質問をいたします。一部重複いたしますが、答弁よろしく願いいたします。

1点目は、旧由利組合総合病院跡地に建設が計画されている文化複合施設について伺いいたします。

計画されている文化複合施設は、ビッグプロジェクトということで議会でも集中的に審議が進められています。それまでの建設常任委員会での審議から特別委員会の審議へ移行しました。6月7日には協議結果の報告もありましたが、付された意見と一部重複する内容が質問となっておりますが、答弁よろしく願いいたします。

特別委の報告では、平成5年から病院跡地に係る検討経過とありましたので、移転前から旧本荘市において検討が始まっているのかと推察されますが、本格的に駅前地区の活性化とあわせて議論されたのは、用地取得と時を同じくする平成13年ごろかと認識いたしております。以来、協議や話し合いがなされるものの、これまでなかなか実現でき

なかったと聞いております。

今回、まちづくり交付金事業を活用して、旧本荘市の中心市街地の抱える問題を解決できるかとの検討から、広大な跡地が人の流れとともに空洞化を招いている現状をコミュニティセンター、メディアライブラリーの2棟建設を核とする利活用計画を提示し、17年12月に事業採択要件となるアンケート調査を市民1,000人に行い、398人の回答を得ています。同時に、議会に対しても全員協議会を開催するなどして説明が行われております。翌18年3月議会においてアンケートの結果概要が報告され、まちづくり協議会活動、街路事業の測量調査・用地補償、病院跡地の基本設計・用地補償などの事業スケジュールなどを含んだ18年度予算が承認されています。議会期間中には全員協議会が開催され、国土利用計画（案）、財政計画、行政改革大綱（案）及び集中改革プラン（案）などとあわせて、まちづくり交付金事業に係る今後のスケジュールが協議、説明されました。

この中で事業概要として1棟の建物がおおむね20億円という考え方があること、事業期間は18年度から22年度までの5年間、予定全体事業費が62億5,800万円、うち病院跡地に40億300万円、街路整備に18億9,500万円、そのほか3億6,000万円であり、およそ40%が交付金、残りは合併特例債、市の持ち出しが12億5,000万円くらいとの質問に答える形の説明もありました。事業メニューは、街路事業が都市計画道路、大町銀座線が350メートル、市道表尾崎町線が166メートル、病院跡地整備事業ではコミュニティセンターが4,000平米、メディアライブラリーが3,500平米、市道東町南線が155メートル、地域案内板26基などの説明もありました。

3月議会では、由利本荘市美術館（文化施設併設）建設基本構想に関する陳情が審査され、不採択となっております。その理由は、病院跡地の利活用計画の目的が一日も早く本荘駅前周辺に日常的に人の流れをつくり、にぎわいを取り戻すことであり、美術館を併設することは文化施設の整備目的を基本から練り直さねばならないこと、また、現在計画されている2棟の施設総面積が7,400平米に及ぶものであり、増床することにより駐車場等の敷地確保に支障が懸念されるなどの理由から、時間的・財政的要素から困難をきわめることが予想され、不採択とされました。その後、基本設計の公募型プロポーザルの説明があり、応募8業者の一次審査が8月に行われ、5者を選定し、技術提案書提出要請を通知し、二次審査が9月、9月末から10月初めに委託契約というスケジュールということでした。

質疑の中で、地元業者の応募がなかったこと、完成の時期などとあわせて公募型プロポーザルによって計画が当初より大きな変更にならないかの質問がなされ、基本的に市の考え方に沿った計画になると答えられています。この後、年末から3月議会にかけて現在の計画、文化会館機能の移転・集約を含む文化複合施設に大きく変わったのはご存じのとおりであります。

そこで私の質問は、このような大きな変更のビッグプロジェクトが、特別委員会の付した意見にもありましたが、議会で議決した新市まちづくり計画の変更に該当すべき大きな変更であるとの認識から、踏まなければならない丁寧な説明や手続きが安易に進められたのではないかという疑念に立ち、3点ほど質問いたします。

1点目は、文化複合施設の建設は地域協議会に意見を聞かなければならない事項では

ないかという点です。質問を通告し聞き取りを行った時点では、本荘地域の地域協議会はまだ開催されておりましたが、どのように取り計られますか。

2点目は、今回跡地に計画されています施設は、文化会館の機能の集約・移転であると認識していますし、建設委、特別委でも同様の認識ですが、市に1つしかない、あるいは1つしか建設できないような、文化会館のような施設の建設に当たって、建設される当該地域自治区のみの意見を求めるだけでよいものか、広く意見を求めるべきか、どう考えているのか、お聞きいたします。まちづくり交付金事業の採択に当たって行ったアンケートは「文化会館の建設」とは記載されておりましたが、対象者は市内全域とされておりました。

3点目として、本荘地域のコミュニティー施設の建設計画が、文化会館機能を持つビッグプロジェクトに変更していく過程で、まちづくり協議会や市民へのアンケートの内容とも議論とも説明も大きく異なっている。文化会館機能提案前の議論と突然の変更により整合性は感じられません。これまで合併後の提案の中には、安易ともとれる契約の変更を初め専決処分を含めた事案が多いのではないかと感じるものの一人として、文化会館機能の集約・移転に当たっては、特別委員会同様、事前に議会との十分な協議や庁内調整、加えて合併当初の計画では110億円とも120億円とも言われる文化会館の建設は、財政的にも目玉事業の一つとして関係する団体も陳情を出すなど多くの市民が気にしておられました。丁寧な市民の意見取りまとめが必要だったのではないのでしょうか。各種団体、協議会の意見の取りまとめも必要な大きなプロジェクトなのだと感じておりますが、やや拙速に推し進めたとの認識はございませんか。今後の特別委の議論に大いに期待すると同時に、当局の対応には、より丁寧に、かつ急がねばならないという注文をいたしたいものです。

それと、病院跡地に文化会館機能の集約・移転された後には、新市まちづくり計画から文化会館の計画部分の記載が削除されるものと考えますが、いかがされるのですか。ただ、個人的には文化会館が新市まちづくり計画を前倒しして建設されることで財政的にほかのまちづくり計画が変更され影響が少なくないと考えられますが、事業規模が当初の計画から大幅な削減となり実現できることは大きな評価をするものです。惜しむらくは、何度も言うようでくどいのですが、文化会館には文化会館の議論、準備、スケジュールなどがあるのではなかったかという点が質問の大きな主題です。

次に、農業問題について伺います。

農政の大転換として品目横断的経営安定化対策がスタートし、集落営農組織が認定農家とともに担い手と位置づけられ、行政、JAが危機感を持って地域の水田農業を担う組織づくりを推進してきました。結果、各地で相次いで設立されましたが、依然として課題は解消されておられません。私は、昨年12月議会でもこの集落営農問題を取り上げ、年金の問題、消費税、法人税の負担が農家の可処分所得を減らし、補助金の削減、行政サービスの削減など、行政側のメリットほど農家にメリットがないことを伝えたかったのですが、説明不足もあり十分意図を伝えることができませんでした。答弁についても小規模な農家でも基幹作業を委託することで営農が継続できることや、共同で営農を行うことで農業機械などのコスト低減や作業効率の向上があり、このことにより複合化への取り組みなど、加工・流通・販売などアグリビジネス全般への参入が可能などが挙げ

られておりました。いずれも集落営農でなければというメリットではありませんでした。

また、法人化についても農業の置かれている実態とはかけ離れており、数多く設立された集落営農が法人化されると、どこでも多角的な経営が展開でき、資本調達が多様化され、信用力の向上、労働力の周年活用など、これまでの農業問題が一気に解決するかのようではありますが、コスト削減の限界、生産力の限界、米価及び農産物価格の頭打ちなど根本的な収益性向上の大きな要素を無視してまで可能性をメリットと列記するには賛同できません。組織化が目的でなく、あくまでも一つのパターンとしてとらえたならば、はっきり確定しない制度をもっと余裕を持って勉強できたかとも感じています。

そこで、当初十分に説明されず不利益をこうむることが考えられ、経営上不安を抱える事態、あるいは得策ではない事態が質問の点です。

1点目として、集落営農がみなし法人と認定され、法人税等を納付しなければいけなくなる問題です。一般的には税務署の判断ということですが、農家にとって十分な説明がされてきたとはいえ、このため利益を得ている事業とみなされるこれまで普通に行われてきたこともできない、あるいはやらないということから、一度参加した組織から抜けていただく方も出てきました。飯米農家や、やみ小作農家には一度参加した組織から外れていただくを得ない状況にもなりました。

2点目として、農業者年金の生前一括贈与の手続きをしてまだ年金をいただいております農家は、相続税を過去にさかのぼり請求される可能性が指摘されて大きな心配が出てきました。これらは急に問題として浮上したのではなく、消費税、一元経理、事務費などの問題とあわせて以前から集落営農に参加することで不安が指摘された事項です。このことについて行政の指導と対策は、どのように行われてこられたのかお尋ねいたします。

3点目として、これらの問題に対する指導や対策が結果として遅れたことで農家に不信感が生まれ一体感が損なわれたのではないかと考えています。設立、参加後の脱退ということで混乱もあります。農業者年金受給者の生前一括贈与の対象者にはみずから外れてもらい、みなし法人の問題では組織側で選別という作業も必要になりました。12月議会でも述べましたが、設立が目的化され、指摘された問題の対策が後回しされてこなかったか。不安や疑問に十分こたえず、文章的に問題あったんでしょうけれども、後出しでという対応はなかったのか。行政の責任についてお尋ねいたします。

問題が発生することを想定できなかったり、はっきりしないということであいまいにしたり、対応が遅れたり、不安や混乱の原因を招く説明不足はなかったのか。

今回の品目横断的経営安定化対策に関しては、活動指針や支援水準が後で示されたりするなど、推進する行政、JAも農家にとっても比較する材料がはっきりせず、ブラックボックスのような部分があり、「国が」もしくは「県が」という説明も数多くありました。実際問題、みなし法人の問題も農業者年金受給に際しての相続税の判断も税務署の判断でしょう。しかし、農家側からは同じ行政機関、公務員が相手です。お役人と言ってしまうとわかりやすいのですが、説明、推進する側の新政策の理解、そしゃく度に疑問を感じると同時に、県や国に責任があって市町村には責任は感じられないものなののでしょうか。集落営農の参加には既存の組織を解散させたり、疑問や不安を感じても疑問や不満を言い続けたり参加をためらうことが地域の疎外感を持たれる心配もあり参

加したケースもあります。また、この政策には小規模の農家の農業経営参加がメリットの一つとあり、また答弁もありました。実際メリットは取るに足らず、みなし法人の問題から小規模の農家の参加を取りやめてもらったり、脱退してもらったりと、経済的な実害がないから責任は感じないのかもしれませんが、一体感の醸成を阻害し、対象者だけの政策と化してしまいました。

さらに不安な要因として、JAとの連携です。この議論をする中でもっとしっかりとした対応をするよう、お互い当てこすりのような言葉を聞くことがあります。責任は向こうでイニシアチブはこっちとでも言っているかのようで、これまで同様、猫の目農政のパターンと大して変わっていません。

以上が農業問題の質問です。

次に、大きな3点目として、教育問題についてお聞きいたします。

現在、市内11校の中学校の修学旅行には市より補助金が出ていて実施されています。修学旅行を行う時期は、それぞれの学校が保護者と協議しながら、学校や地域の事情、諸大会、行き先の気候などから2年の3学期、あるいは3年の1学期と少し異なっておりますが、保護者の負担も少なくありませんので、積み立てを行う親が多いと聞いております。生徒にとって修学旅行は大きな思い出づくりであるとともに、広く社会を知る学習の機会となっており、市の補助は大事なものと認識しています。最近では3年1学期の早い時期に行っている学校が、4月では郡市の春の総体があり、入学式後の早い時期に実施することが学校全体落ち着かないときの行事ということで、また5月では春の県大会、ゴールデンウィークとの日程調整、ほか運動会もあり、教育効果などから2年生の3学期に変更を検討している学校が何校か出てきたという話でした。しかし、それまで3年生1学期に行っていた行事を2年時に行うとなると、市からの補助をそれにあわせていただきたいものの、その1学年上は同じ年度の春に補助をいただき、2年時の3学期にもう一度、修学旅行を行う形になりますので、変更する年は年度内に2度の補助ということで財政的な同意が得られなく、変更も容易でないと伺いました。同じ生徒、学年に2度補助金を使うわけではありませんので、学校の要望に柔軟にこたえられないものかお尋ねいたします。

市内の大きな学校を別にして、1校2クラス五、六十人の修学旅行の補助30万円前後を渋る行政と、いとも簡単に1,000万円単位の事業変更、あるいは億単位の事業のバージョンアップを行う行政が同じという、ぼやきが届かないもどかしさを感じています。合併当初の市長の施政方針にあった「バランスの取れたまちづくり」は、500億円余りの予算を人口で割って分配するバランスではないのだと理解しています。

今年度から助役が副市長と変わりました。4月の新聞に「こちら副市長」と本市のお二方の副市長のコメントが掲載されておりました。大変感銘を受けましたので切り抜きファイルにしています。その中に、鷹照副市長は「地域の一体感の醸成を図っていくことも大きな課題。これからが大事な時期」と述べられております。村上副市長は「大切なのは市発展計画で示した各地域の事業を確実に形にすること」と述べられておりました。ぜひ一体感の醸成を図りながら、各地域の事業を確実に形にする市政の運営に賛同をし、一般質問を終わります。

○議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

○市長（柳田弘君） それでは、高橋信雄議員のご質問にお答えをします。

1 番の旧由利組合総合病院跡地に建設が計画されている文化複合施設について、（１）の文化複合施設の建設は地域協議会に意見を聞かなければならない事項なのかから（３）の地域のコミュニティー施設の建設計画が文化会館機能を持つビッグプロジェクトと変化していく過程で、まちづくり協議会、アンケートなどとの整合性については、関連がありますので一括してお答えします。

旧由利組合総合病院跡地整備につきましては、さきに佐藤勇議員にもお答えしましたが、跡地の有効活用と市街地活性化を目的に計画を策定したものであります。

メディアライブラリーとコミュニティーセンターを核とした文化複合施設は、新市におけるシンボリック施設としての位置づけで、合併協議の中で全市一体の事業として議論されてきたものであり、国のまちづくり交付金事業を活用し、事業を進めているところであります。

また、アンケートとの整合性につきましては、さきに佐藤勇議員にお答えしたとおりで、施設に計画している機能等整合していると考えておりますが、今後は議会特別委員会よりご提言いただきました内容に配慮しながら、この計画を広く市民にご理解いただくため、市民説明会を開催するなどして事業を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解くださいますようお願いいたします。

次に、農業問題、（１）、（２）、（３）とございますが、関連がございますので一括してお答えします。

平成19年産から品目横断的経営安定対策が施行されたことにより、市、ＪＡ等を主体とした担い手育成総合支援協議会が中心となり、担い手の育成、とりわけ集落営農組合の組織化を重点的に推進してまいりました。

また、組織設立に当たっては、ご指摘にもあるみなし法人としての法人税等デメリット部分を回避し、当面、任意組合として運営できるよう規約等の作成指導を行ったものであり、５年後の法人化を目指す計画となっております。

任意組合であるかどうかは、最終的に国税当局の個別の事例に応じた判断となり、これまでの一般的な国の説明をもととした中で農家説明を行ってきたものでございます。

とりわけ集落営農に参加する生前一括贈与の対象者につきましては、納税猶予制度の継続についてＪＡ中央会と国税当局の話し合いが遅れたことや、制度運用のあいまいさなどから一部現場に混乱が生じたことも事実であります。

このため、市では農家不安が解消できるよう、生前一括贈与対象者に対し個別に情報提供を行ったものであり、このことにより農家個々においても適切な対応をしたものと伺っております。

今後、設立された集落営農組合の活動が本格化していくことから、経理の適正化や共同で営農を行う実態の確保など、任意組合としての要件が確保できるよう情報提供に努めることで行政としての責任を果たしてまいります。

次に、大きい３番の教育問題については、教育長からお答えをいたします。

以上でございます。

○議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 高橋信雄議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

3の教育問題について、中学校の修学旅行の補助についてであります。本市では「由利本荘市立小中学校における修学旅行の基準」を設け、学校教育活動の一環として修学旅行を実施しております。

その中で、「修学旅行は、各学校の最終学年またはその前学年の児童生徒について当該児童生徒の在学中1回限り実施するものとする。」と定めております。

現在、小学校においてはすべて6年生で実施しており、行き先は仙台・松島方面であります。

中学校においては、鳥海中学校が平成16年度から実施学年を3年生から2年生に移行し、11月に実施しており、それ以外の学校は3年生の4月または5月の実施であります。行き先は、由利中学校が沖縄方面、それ以外の学校はすべて東京方面であります。実施の時期や行き先については各学校ごとに決めております。

また、修学旅行の補助金につきましては、由利本荘市修学旅行補助金交付要綱に基づき交付しており、補助金の額は小学校が1人2,000円、中学校が1人5,000円となっております。

実施学年の変更を計画した場合、同一校が同じ年度中に2度補助金を申請することとなり、修学旅行の目的や予算措置等の協議が必要となります。

今年度の調べによりますと、現在3年生で修学旅行を実施している中学校の中で、今年度中に2年生の実施に移行を計画している学校が1校、今後の移行を検討している学校が2校ありますが、教育委員会といたしましては、それぞれの学校の実情及び修学旅行本来の目的や実施時期の変更等について各学校と十分協議しながら対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（井島市太郎君） 14番高橋信雄君、再質問ありませんか。14番高橋信雄君。

○14番（高橋信雄君） 2点ほど再質問させていただきます。

1点は跡地に建設される文化複合施設についてです。

聞き取りというかここで十分にメモできなかったせいなのかわかりませんが、地域協議会へ意見を諮るべきかどうかという点が、1番・2番の部分が欠けたのかなと思いますので、その確認をしたいと思います。

あと1点は農業問題であります。例を挙げると秋田県自体が同じ傾向で対策を練っておられるようです。ただ、隣の岩手県とは微妙に生前一括贈与、その他の県としてのスタンスが違っていると伺っています。秋田県は危ない、もしくは危険な部分は、これはやめた方がいいよと、責任等出てくるので県自体が任意の組合、集落営農に参加しないよう指導していると伺っています。岩手県は本来国の目的はこうなのではないので、農家の経営、また地域の集落営農をよりよい方向にするためであれば、県としては集落営農に参加する、生前一括贈与を受けられている方も、みなし法人の対策も岩手県は農家側を守るというスタンスで行政が支援をしているとあります。ぜひ県単位の統一という歩調もあるんでしょうけれども、農家側がどういう形がよいのかという基準を守っていただきたいというか、その考え方がないと対策というか政策の根本たる目的に到達で

きないのではないかという認識しております。独自のスタンス、岩手県のように農家側がよいという方法であれば、そういうスタンスをとるぞという、検討する考えはあるのかどうか、その2点についてお聞きします。

○議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

○市長（柳田弘君） それでは高橋信雄議員の再質問にお答えします。

初めに、旧由利組合総合病院跡地に建設の文化複合施設に関してありますが、地域協議会に諮るべきでないかということですが、合併協議会で事業を決めてきたものでございまして、内容については深く定めたものではなかったわけですが、議会の皆さんと話し合いでよいのではないのかなというふうに考えます。

ところでこの組合病院跡地の問題については、ただ単に旧本荘市だけでなく、私も各地域に回りますと組合病院の跡地をどうするのか、どうして下さいという話は、市民だけでなくこの全域からさまざまなそういうような意見を寄せられました。合併以前からそういう問題もあって大変関心を持たれておられたことは事実であります。そういう意味でも合併協議会としては、当然その問題が委員の中にもありましたし、そういうことで合併協議会が推進して、広く組合病院の跡地活用については関心をいただいたというふうには思っています。議員の各位も、恐らくそういうふうに思っているんじゃないかなというふうな気持ちではございますが、今ここで地域協議会に諮るべきでないかという、実はですね、この跡地問題については、ただ単に旧本荘市だけでなく、各地域協議会、議長、議員、あるいはその中から参加していただいております。そういう意味では、広くその地域協議会の中にも参加した方々もおりますので、ご理解いただけたものではないのかなというふうには存じます。そうしたこと、議会の今回の特別委員会においても、恐らくお話し合いをされ、ご理解いただいたものではないかなというふうに思っています。

それからその集落営農の関係であります。これは農業を守るということは当然の話であります。縄文時代は別として、弥生の時代に入ってから、常に農業は、いわゆる農業はどういうふうにするのかという農耕民族としてさまざまな変遷を経てきました。徳川時代はいざ知らず、明治になってから、この農業というものに対してどういうふうにするのか、大変逼迫した時代もあるし、そうした大波小波を経て今日にきております。今日はまさに大波なのかもしれません。そういう意味で農業がこれからどう生き抜くかというのがやっぱり真剣な問題でございまして、私の方の説明責任とかそんなもんじゃなくて、国を挙げてこの問題に取り組まなければなりません。今回の問題は、ただ市の問題でなくて、国の方が果たして農林水産省と財務省と真剣に話し合ったのかどうかと、その辺が我々としてもわからない点がございまして、ですから私の方としても、責任としてそうした農家に対しまして伝達するにしても、説明するにしても、材料が不足だったということについてのそうしたことの胸の中では痛むものがあります。これからそうしたことを踏まえて、農家の方々が頑張っていけるような、そういうことをよく勉強しながら農家に説明をしていきたいと思っておりますし、議員の皆さんも大変その辺をよく承知でございまして、私たちにご指導賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（井島市太郎君） 14番高橋信雄君、再々質問ありませんか。14番高橋信雄君。

○14番（高橋信雄君） 再々質問という形になってしまわざるを得ないのですが、地域自治区の設置等に関する条例等で、地域内に係る公の施設云々、8条の3項等いろいろあるので、多分に地域協議会に意見を聞かなければいけない事項でないかということで質問に立ちました。ここの条文を検討しながら必要な措置を取られることを願っております。というのは、まちづくり協議会に地域審議会の会長さんがいるからその地域協議会に検討いただいたという形ではなかろうかと思っています。広く市民に意見を求めるという形で答弁いただきましたので、多分地域全域でこのような形で市民に、公式な場でも協議がされるものと思っています。1点目はその分を条例に沿って行っていくのかという点です。

それから農業問題に関しては、私どもも十分国に対する要望等言いたいことはありますが、そういう機会がなかなかない場合もありますので、市としてもいろんな場面を使っていただければと、ここは要望で済ませたいと思います。

以上です。

○議長（井島市太郎君） 答局の答弁を求めます。柳田市長。

○市長（柳田弘君） 高橋議員の再々質問にお答えしますが、至らない点があれば、これは由利本荘市の将来にかかわることでありますので、十分検討して対応してまいりたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（井島市太郎君） 以上で、14番高橋信雄君の一般質問を終了いたします。

この際、約10分間休憩いたします。

午後 1時43分 休 憩

午後 1時53分 再 開

○議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。3番佐々木勝二男君の発言を許します。3番佐々木勝二君。

【3番（佐々木勝二君）登壇】

○3番（佐々木勝二君） 質問者としては本日最後となります。4人目ですので、質問事項は多少重複する部分もございました。私は総論よりも、むしろ各論の方で市長の方に迫ってみたいなというふうに思っております。さきに通告してあります順に従いまして質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず1つ目は、本市の今後の財政状況の見通しについてであります。

今後の地方財政運営については、年々厳しさを増すことが常識化しつつあります。交付税が平成21年度まで毎年1.3%から1.5%ずつ減額されることや、高齢化による社会保障関係費の自然増など、地方自治体の財源不足は加速する状況にあります。

本市の平成17年度決算及び平成18年度決算見込みの実質単年度収支は、2年連続で赤字決算となるようだと伺っております。本市の今後の財政状況の見通しについては、平成19年から21年度までの歳入では21億8,000万円以上の減収、歳出では11億6,700万円程度の増加と伺っております。総額では33億500万円の財源不足になると予想されています。また、財政調整基金などの残高見込みは、平成18年度末見込みの25億円から今年度

は約18億円程度を取り崩し、残高は7億円の見込みと伺っております。75%を超えないことが望ましいとされる経常収支比率は年々アップし、18年度決算見込みでは96%台になるだろうと伺いました。

このような状況のもと、主要事業であるケーブルテレビ整備事業、旧由利組合総合病院跡地整備のまちづくり交付金事業、矢島中高連携校・本荘南中学校・西目小学校の3校建設事業などなど大型プロジェクト事業がメジロ押しであります。これらの事業は、いずれも市民・住民が完成を待ち望んでいる事業であることは間違いのないことですが、厳しい財政状況の中にあって大幅な補正予算も望めないまま、市民が望んでいる、そして欠くことができないその他の諸事業の見直しはどの程度考えているのか。

(1) 大型プロジェクト事業の推進に際し、諸事業の見直しはあるのかについて伺います。

(2) 本庁舎移転建設について内部プロジェクトチームや検討委員会の考え方はですが、新聞報道やことし3月の一般質問でも取り上げられていた本市の本庁舎移転建設について、今まで申しあげましたこのような厳しい財政事情の折、庁内内部プロジェクトチームや検討委員会の考え方は将来を見据えて総合的にどのような指針を示しているのか伺います。

項目の2番目です。TDK株式会社本荘工業団地への新工場設置決定についてであります。

TDK株式会社は、ことし3月22日、本荘工業団地の約25万平方メートルを購入決定し、秋田県と合意に至りました。取得額は17億5,000万円と発表がありました。そして新工場の建設計画は、由利本荘市のみならず秋田県全体のビッグニュースとして喜びに沸いたことは記憶に新しいところです。私も今さらながら正直ほっとし、喜びをかみしめているところであります。

同団地内の空き地すべてを購入することや、由利圏域に点在する既存の生産工場はそのままにしての新工場の建設計画は、投資額3年間で500億円を投資するということでTDKの強い意欲と底力をまざまざと見せつけられた思いであります。去年は都市対抗野球大会の全国制覇をなし遂げ、私たちに努力すれば結果はついてくることを教えていただきました。そしてことは、由利本荘市に大きな雇用の場の創出や地域力の向上に多大な貢献をしていただく期待感に心から感謝と敬意を改めて申し上げます。

柳田市長のトップセールスとして常日ごろの努力と行動力が開花したわけですが、そこで(1)交渉成立までの過程及び経過について、確認する意味からも伺います。(2)交渉成立後の県の支援及び本市の支援についてはどうなのか。TDKとの交渉の段階でさまざまな取り決めや支援策を打ち出したのではと思うところですが、伺います。

また、団地内の工業用の電気、ガス、水道の敷設整備について大いに心配となるところです。電気関係については以前から整備されているようですが、水道やガスの使用量は相当消費されると伺っています。ガスについては平成20年度が210万立方メートル、水道量については2,500トンと言われておりますが、いずれも4年後は倍以上の使用量となるようです。

そこで(3)水道やガスの供給の要望に対する本市の今後の対応はどうするのか、お

伺いたいします。

大項目の3つ目、入札制度について。

国は平成22年度までに市町村に対して電子入札制度の導入を求めています。このことにつきましてはこれまで何度か質問しておりますが、全国各地で談合事件が発覚し、全く意味のない犠牲者が続出しております。憂慮しなければならない事態と私は考えております。総務省や国交省がまとめた入札適正化に関する実態調査では、談合防止には多数の業者が参加できる一般競争入札、電子入札制度が有効だと指摘しています。しかし反面、地域建設業者の保護や一般競争入札の拡大から業者間の競争が激しければ低価格による採算割れや手抜き工事の増加、あるいは会社の倒産という事態が想定されます。それでも市民の大切な「税」を取り扱う以上は、落札率の高どまりを抑え、公正で透明性の高い入札制度の基盤づくりが急務と考えます。

そこで（１）電子入札システム導入について現在のところの進捗状況をお伺いいたします。

また、指名競争入札から一般競争入札になった場合、低価格応札に対する基準や過当競争に対する本市の対応、地域内業者の育成とか保護の面から懸念される「建設業の崩壊は地域社会の崩壊」とも言われ始めたこの現実に対しまして、（２）指名競争入札から一般競争入札になった場合への対策についてお伺いいたします。

さて、我が会派では昨年、三重県の松阪市を訪問し、一般競争入札制度の概要について詳しく学ぶことができました。電子入札制度導入の先進地として有名なことはご案内のとおりです。松阪市では、すべての公共工事を条件つき一般競争入札とし、設計価格を事前に公表する。予定価格は応札した業者のうち3名の「くじ」により決定した算出率を設計価格に乗じて算定し、価格を決定する。入札方法は郵便方式で、不当な原価割れ受注防止策として最低価格は当分の間85%とする。入札の結果はインターネットで公表する。結果としまして、これまでこの方法での落札率は公共工事で85.6%となり、入札差額金は12億円となったようです。秋田県電子入札システム共同利用の方法も一つの選択肢と思われますが、（３）松阪市の入札システムの事例を検討する考えはあるかどうかについて伺います。

大項目の4番目、由利本荘市国民保護計画の策定についてであります。

ことしの3月に国民保護計画由利本荘市版が策定されました。万が一、日本国に対する武力攻撃や緊急処理事態、大規模テロなどの不測の事態が発生した場合に由利本荘市内にいるすべての人を保護するため、安全に避難させ救援するとともに武力攻撃などに伴う災害への対処を行うこととして、国・県及び関係機関と連携して住民を守るための活動計画であると示されています。そして住民の皆さんは、この計画の趣旨を理解して自主的に協力をお願いしますとうたっております。

第1編「総論」から第2編「平素からの備えや予防」、第3編「武力攻撃事態等（緊急処理事態）への対処」、第4編「復旧など」、そして資料編まで細部にわたる方針や体制の整備、連携についての指針が示されております。これらの綿密かつ詳細に計画された内容について、市民に対して（１）細部にわたる周知方法について手段はどうお考えか伺いいたします。例えば、安否の情報収集や被災情報の収集などの取りまとめ方法や報告は非常に大事なことであらうと思います。この体制整備はどのように市民に周

知らせるのかお聞きします。

また、この国民保護計画では訓練についても触れております。市は自治会など自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練の参加を呼びかける。また、国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救助に当たり自治会などの協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者への的確な対応を図ることに留意すると示しております。これらのことに関しまして自助、あるいは公助、それからいろいろ連携してそれぞれが守りを実践しなければならないこともありますけれども、それらのことを由利本荘市はどういうふうに考えているのかお伺いするものであります。

また、本市は合併後、大がかりな防災訓練は実施しておりませんが、（２）この計画にも示されている初動措置の訓練は、万一に備えて実施する用意があるのか、訓練の規模も関係してくると思いますがお尋ねいたします。

大項目の５番、岩城地域亀田の史跡伝承の里天鷲郷の天鷲遊園ファミリーランドの整備についてであります。

このことについては、昨年12月の一般質問で同僚の今野晃治議員からも質問されて、市長の答弁をいただいております。柳田市長は「整備を検討する」と答えていましたが、スーパースライダーや忍者屋敷及び迷路を中心的な目玉のアトラクションと位置づけた天鷲遊園は、子供から大人まで終日楽しんでいただける最高のロケーション地の一つと私は思っています。ことしの５月の大型連休には県内外からこぞって来園し、親子で楽しく遊び、お菓子やジュース、おにぎり、お弁当を飲食しながらコミュニケーションを図り、楽しい思い出づくりに一役買っておりました。しかし、多くの来園者の割には盛り上がりがさほど感じられず、一部興ざめの部分がありました。それは、スーパースライダーは動かず、忍者屋敷の一部は使用不可だったり、忍者迷路の修理した板塀は白木のままだったり、園内の時を知らせる大型の時計は腐食が進み機能せずで、入園してこの状況がすぐ把握できる遊園だからです。本市唯一の遊園施設としては少し残念な気がいたしました。来園者の気持ちを考えたとき、お客様としての扱いは感じられず、「おもてなしの心」がない、「ただ場所を提供しただけのことか」と思われたのではないかととても気がかりです。観光拠点整備や振興計画を策定していると思いますが、今後の整備計画についてお伺いするものです。

加えて、日沿道の松ヶ崎・亀田インターチェンジ建設要望の折に、本市市道との連結する際には観光面で史跡伝承の里天鷲郷が隣接し、インターチェンジの利用度が大きいことからぜひにと懇願した手前、松ヶ崎漁港の整備同様に天鷲遊園も急ぎ整備しなければならないと考えます。

そこで（１）スーパースライダー、忍者屋敷迷路などのその後の整備計画についてお伺いします。（２）遊園への誘客やPRの施策について、それから（３）入り込み客数の比較について、以上お伺いいたします。

６番目、松ヶ崎第２地区連携整備事業についてであります。

農業集落排水整備事業の推進については、地域社会の快適な生活環境の向上と農業用排水と河川の水質保全、ひいては地球環境を守るためにとっても過言ではないと思っています。

松ヶ崎地域の集落排水整備事業は、長い年月を経て今日に至っております。松ヶ崎第1地区の排水整備は漁業集落整備事業として平成16年度に完成をみており、完成の記念式典では地区の住民から感謝とお礼の言葉が多く上がったことが思い出されます。その後、芦川砂防ダムの建設が完了し、ここにきて一気に簡易水道整備事業を初めとする松ヶ崎第2地区のライフラインの整備事業が進捗しているところです。地区住民の方々からは早い完了を望む声が寄せられております。この整備事業は、概算となる事業費6億8,000万円、計画処理戸数は160戸の550人が対象となるようです。完了した松ヶ崎第1地区の漁業排水環境整備事業への接続した戸数は現在87.3%となっているようですが、それぞれの各家庭の諸事情もあって、理想とする各家庭と排水処理施設や浄化槽への接続戸数となっていないのが現状であります。国や県から補助金をいただきながらの排水整備事業ですので、多くの地区住民の加入促進も含めお伺いいたします。

(1) 現在までの事業の進捗状況は。(2) 町内説明会での住民反応について。

(3) 事業参加の目標とする戸数は。(4) 受益者分担金の想定する金額は幾らか。

以上についてお伺いするものであります。

以上、市長の答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

○市長（柳田弘君） 佐々木勝二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、本市の今後の財政状況の見通しについて、(1)の大型プロジェクト事業推進に際し、諸事業計画の見直しはあるかであります。主要事業につきましては、総合発展計画策定の際、財政計画との整合を図り、さらに毎年9月には事業の見直しを実施しながら次年度の当初予算編成作業を進めております。

総合発展計画のもととなった新市まちづくり計画は、合併時の各市・町の意思を尊重した予算をもとに策定しており、詳細な議論ができなかった事業もあるのが実情であります。一方、財政状況でも地方交付税の減少幅の拡大や横ばいと見込んでいた扶助費の増額など、合併時に想定した数値より厳しい状況となっております。

こうしたことから、総合発展計画主要事業については、策定時に比較し、それぞれの事業実現が非常に厳しい状況に変わりつつあるのが現状でありますので、総合発展計画10カ年のうち平成21年度までを前期計画、平成22年度以降を後期計画として主要事業の見直しを実施する必要があると認識しております。

見直しの時期につきましては、実質的に初の予算編成となった平成18年度の決算状況を分析し、今後検討してまいりたいと存じます。

次に、(2)の厳しい財政状況の中で市本庁舎移転建設について内部プロジェクトチームや検討委員会の考え方はお答えします。

本庁舎の移転建設構想につきましては、今後、まちづくりの中で将来を見据えた総合的な見地から中心市街地のあり方を踏まえた検討を加え、議会並びに市民の皆様の説明を申し上げ、ご意見をいただきながら方向を示してまいりたいと存じます。

また、庁舎建設の基本構想等を検討するため、関係部長等で構成される庁舎建設庁内検討委員会を4月に設置し、第1回目の会議を開催いたしました。検討委員会には下部組織として関係課長で構成される部会、さらに具体的な作業を行うワーキンググループ

を設けており、現在は当面する課題として、区画整理事業の進捗に伴って建設する第二庁舎についての協議を進めているところであります。今後、会議を進めていく中で消防庁舎や本庁舎のあり方を踏まえた建設計画などについても検討を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、大きい2番のTDK株式会社本荘工業団地への新工場設置決定について、(1)の交渉成立までの過程及び経過について、(2)の県の支援及び本市の支援については、関連がございますので一括してお答えいたします。

このたびTDK株式会社が新しく建設する工場は国内最大規模となるものと伺っておりますが、このような工場が本荘工業団地に建設いただけるということは、当地域にとってはまさに悲願のことでありました。これまで県立大学誘致とともに優秀企業の設置によって将来のミニシリコンバレーを目指してまいりましただけに、今回の新工場は市民挙げて喜んだところであります。

本市にとって地域経済の活性化や雇用の創出はもちろんのこと、科学技術や研究の推進、教育、文化、スポーツ、観光の振興など、あらゆる面ではかり知れない波及効果をもたらすとともに地域のネームバリューを高めるものであり、これから世界のマザー工場として発展していくことに大きな期待を寄せているところであります。

新工場建設については既に新聞報道等もなされておりますが、エレクトロニクス産業の活況による電子部品の世界的需要が引き続き旺盛であることから、本年3月22日のTDK取締役会において、本荘工業団地内の土地を取得する決定がなされたとの報告を受け、その後、4月27日にTDKより書面で都市ガス及び水道水の供給に係る依頼を受け、さらに6月8日には最新の使用量について通知をいただいております。

新工場立地の決定を受け、秋田県では重点企業導入促進助成事業補助金及び雇用奨励金などの支援メニューを最大限活用すると伺っております。

本市においても、工場等立地促進条例を適用し、固定資産税の3カ年分の課税免除や雇用奨励金を交付するなど支援してまいります。

また、企画調整部長をチームリーダーとするTDK立地・庁内連絡調整会議のプロジェクトチームを立ち上げ、新工場立地に向けた総合的なサポート体制を整備したところであり、立地後のサポートについても十分配慮してまいりたいと考えております。

(3)の水道とガスの供給の要望につきましては、企業管理者からお答えいたします。

大きい3番の入札制度について、(1)、(2)、(3)ございますが、関連がございますので一括してお答えしますが、初めに(1)の電子入札システム導入の進捗状況についてであります。国では平成22年度までに各市町村にも入札の電子化を求めています。秋田県では、昨年8月に秋田県電子入札共同利用連絡協議会を設立され、県内各市町村に共同利用、費用負担などの案を示しております。その内容によりますと、秋田市を除く24市町村が共同利用した場合、由利本荘市の負担額は導入時の一時経費が600万円程度、運用経費として年300万円程度の負担と試算されております。しかしながら、これが実現しましても市における事務量の大幅な減少にはならず、人員削減などの経費の削減についてはつながらないのではないかと判断しており、現在のところ利用することは考えておりませんが、入札制度の公正かつ公平性についての方法は今後も研究してまいります。

(2) の指名競争入札から一般競争入札への対策についてであります。昨年来、公共工事に関する入札談合事件の摘発が相次ぎ、全国知事会では「都道府県の公共調達改革に関する指針」を取りまとめ、入札制度の改革については、一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止としております。秋田県は19年度は条件つき一般競争入札を導入、20年度はさらに拡大する予定であります。

本市といたしましては、地域経済を考えますと県の一般競争入札の実施の推移等を見きわめながら、地元業者への受注機会の確保も考慮した導入について検討してまいりますので、ご理解願います。

(3) の松阪市の入札システムの事例を検討する考えはについてでございますが、松阪市は公共工事の透明性と競争性を高めた入札システムを導入している先進地と伺っておりますので、今後、研究してまいります。

次に、大きい4の由利本荘市国民保護計画の策定について、(1)の細部にわたる周知方法はでございますが、由利本荘市国民保護計画は、知事との協議を経てことし3月に策定し、議員各位にもご報告申し上げたところでございますが、その際に市民への周知のためホームページに計画書の全文を掲載し、多くの方にごらんになっていただいております。作成した計画書は、国・県を初めとする関係機関へ配布するとともに、一般閲覧用として図書館及び各総合支所の窓口にも配置しているところであります。

計画の内容は、有事の際の警報や避難など市民への周知が必要な記載も多く、計画の中でも住民への啓発を行うこととしていることから、これからも広報を活用するなど機会を見て市民への周知に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

(2) の初動措置の訓練は万一に備えて実施するのかがございますが、国民保護計画の中でも平素からの備えとして訓練の実施が記載されておりますように、有事の際の備えとして訓練の実施は必要と考えております。

国民保護に関する訓練としては、他県では国・県・市町村合同での図上訓練や実動訓練を開催しているところがあり、秋田県においても実動訓練の計画はまだないものの、ことし8月下旬に関係機関及び市町村が参画して図上訓練を行う予定と伺っておりますので、こうした機会をとらえ、今後も県と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

また、市の防災訓練につきましては、本荘地域では平成17年以降実施しておりませんが、ほかの地域では火災などを想定した訓練を実施しておりますほか、春、秋の火災予防運動にあわせ消防職・団員、市職員の駆けつけ訓練を実施しております。

今後は、津波や土石流など自然災害への対応も視野に入れ、市と市民が一体となり、情報の伝達、避難、応急措置などを想定した訓練が実施できるよう検討してまいります。

また、平成21年度に由利本荘市を会場として秋田県総合防災訓練が実施される予定でありますことをご報告申し上げます。

次に、大きい5番の岩城地域亀田の史跡伝承の里天鷲郷の天鷲遊園ファミリーランドの整備について、(1)のスーパースライダー、忍者迷路のその後の整備計画について、(2)誘客やPRの施策について、(3)入り込み客数の比較について、関連がございますので一括してお答えいたします。

天鷲郷は、旧亀田藩の城下町を史跡保存伝承の里として整備したものであり、施設内の天鷲遊園ファミリーランドは、昭和60年から各種遊具の整備を行い、県内でも数少ない観光施設としてにぎわいをみておりましたが、遊園のシンボルの遊具でありましたスーパースライダーはレーンの一部破損等によりまして、平成16年と18年に相次いで閉鎖しております。また、忍者迷路につきましては、老朽化により危険部分の一部は閉鎖して営業している状況にあります。

スーパースライダーの整備につきましては、合併特例事業への採択に向け県と協議を行ってきておりますが、スーパースライダー単独改修では合併特例債の適用は難しく、高城山城址公園及び天鷲遊園整備とあわせて検討するよう指導を受けています。

今後、施設の安全管理、事業の採算性等についても再度確認しながら検討してまいりたいと考えております。

施設の運営につきましては、第三セクターの株式会社史跡保存伝承の里天鷲村が指定管理を受けておりますが、お客様を迎える側として、その姿勢やもてなしの心は大変重要なことと考えています。同時に、利用者の安全性への対応が重要でありますので、遊具の金属超音波検査等も行い、安全管理に努めているところであります。

また、施設のPRにつきましては、遊園の目玉でありますスーパースライダーを初め忍者迷路等の遊具が廃止や一部休止している状況のため、十分な営業活動ができかねているところでございます。

次に、天鷲遊園の利用客の比較につきましては、かつて14種類の遊具施設があり、平成11年までは年間13万人以上の利用がありましたが、その後、少子化の進行や親子会の行事、あるいは保育園、学校行事としての利用が減少したことに加え、人気遊具の廃止や休止によりまして平成13年以降減少が続き、平成18年度には3万4,000人まで減少しております。

ことは、日沿道松ヶ崎・亀田インターが供用開始となり、観光客の利便性も大きく向上することとなりますので、ぜひ天鷲郷に多くの観光客をお迎えしたいものと考えています。

次に、6番の松ヶ崎第2地区連携整備事業についてであります。松ヶ崎第2地区は、芦川、親川、深沢町内の用排水路等の水質保全と生活環境の改善を図るため、本年度より5カ年の計画で汚水処理施設整備交付金により農業集落排水施設と浄化槽を一体的に連携整備する予定であります。

事業着手に当たり、本年度は地区全体の測量、地質調査、全体実施設計を行うこととしています。

これに先立ち、昨年度は地域の皆様から参加同意をいただくため事業説明会を実施したところ、地域要望のあった事業でもあり、事業の趣旨についておおむね理解をいただいておりますが、使用料や水洗化に要する費用などを気にされている方もありますので、今後開催される事業推進協議会や工事説明会において、改造資金融資利子補給制度の活用などについてご理解をさらにもお願いしてまいりたいと考えています。

なお、事業への参加同意率であります。土地改良事業に準じ3分の2以上を目標として取りまとめをお願いしたところ、現段階3町内で152戸のうち91%、138戸の方々から参加同意をいただいております。

また、受益者分担金の見込みについてであります。概算事業費から算定しますと、現時点では上限金額の20万円にはならないものと想定いたしております。

以上でございます。

○議長（井島市太郎君） 佐々木企業管理者。

【企業管理者（佐々木秀綱君）登壇】

○企業管理者（佐々木秀綱君） それでは佐々木勝二議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

T D K株式会社本荘工業団地への新工場設置決定により、水道とガスの供給の要望に対する本市の対応についてのお答えをいたします。

T D K株式会社の本市進出の知らせを受けて、これまで都市ガス、上水道の供給に関する協議を重ねてまいりました。6月8日には最新の情報というか数量を示されておるところでございます。

初めに都市ガスについてであります。先ほど佐々木議員からは210万立方メートルというふうにお話があったわけですが、この数字は4月27日にT D Kからいただいた資料でございまして、6月8日に示されたのは、今申し上げる数字になっておるところでございます。そこで、操業初年度の平成20年度で約290万立方メートル、平成21年度には約510万立方メートルとされております。その使用量は、本市で現在使用しておる量に匹敵する使用量となっております。この量への対応をするために、現在使用しておる由利原の天然ガスのみでは不足を生じますので、外国産の液化天然ガスを購入するという考え方から、卸元との協議を行い内諾をいただいております。

また、ガスの輸送については、県立大学から本荘工業団地までの約6キロメートルにわたり管の敷設が必要であります。そうした経費につきましては、今定例議会に補正予算として計上させてもらっておるところでございます。さらに、早い時期に大浦のガス製造所内に液化天然ガスを原料とする製造プラントを増設する計画を持っておるところでございます。

以上がガスの供給でございます。

次に、上水道の供給であります。提示された使用量は、操業初年度の平成20年度に1日当たり1,900立方メートル、平成21年度に1日当たり2,500立方メートルと示されておりますが、大口の供給となることから、現在、原水の確保、また、導水的能力、浄水能力等の検討を行っておるところでございます。これから当該供給に係る基本計画を策定いたし、厚生労働省への経営変更認可申請の手続きを進め、施設整備に対応してまいりたいと思っております。

また、操業開始の初年度となる平成20年度への対策といたしましては、子吉浄水場のろ過砂の入れかえ工事や子吉地区の配水幹線整備を19年度中に実施したいと考えており、今定例議会に補正予算を計上させてもらったところであります。これらの工事により、操業時の上水道供給は可能であると考えておるところでございます。

ガス・水道両事業とも当該供給のため多額の投資が見込まれますが、公営企業の原則により採算性を踏まえた整備をしてまいりたいと思っております。

本市にとって待望の大規模な誘致企業であり、安定した生産活動を支えるために欠かせない都市ガスと上水道供給のインフラ整備に万全を尽くしてまいりたいと考えており

ますので、議員各位のご理解と、また、ご指導のほどをよろしくお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（井島市太郎君） 3番佐々木勝二君、再質問ありませんか。3番佐々木勝二君。

○3番（佐々木勝二君） 大変丁寧な答弁ありがとうございました。

再質問でございますけれども、まずTDKさんの今のガスと水の問題で、液化ガスを購入して、またガスを精製するというので、今までのガスの単価と、それから輸入するガスとの単価の違いはあるのかどうかということをやっと1点聞きたいなと思っております。

それから、TDKさんのおかげで非常に町が活気なるわけですが、これから整備しなきゃいけない水の関係、いわゆるその浄水場とかそれらの水源を確保するとかですね、そういったことの概算の事業費といいますか、これからかかるだろうという今後の総事業費についてどのぐらい、計算できていければの話ですが、わかりましたら教えていただきたいと思います。

それから、入札制度についてでございますけれども、どうしてもこの22年度まで電子入札の制度は進めなきゃいけないということになっております。市長の答弁では、検討するということでお答えになっておりますけれども、やっぱり業者にとりまして、じゃあ来年からやりますよということになると非常に辛いものがあると思います。結局やっぱり年次計画を立てながら22年度までの計画を市内の業者に、こういうふうな計画でもって一般競争入札へ移行しますよという何らかの方針を示さないと建設業者、特にコンピューターによるさまざまな制度がありますので、その辺をはっきり関連する業者の方にいついつまでこういうふうにしたい、するから、そちらの方も準備してくれというふうなことでしておかないと、急にはやはり応じられない業者も出てくるのではないかというふうには私は考えますので、その辺の考え方をお知らせいただきたいと思います。

それから最後ですけれども、岩城地域の天鷲村のファミリーランドの件でございます。行って見てまず目につくのが、非常に朽ち果てた部分が非常にちょっと目につきます。特に園内にあります時計、その当時は非常にきれいなモダンな時計だったと思いますけれども、現在行ってみると下はさびておりますし、時計は9時3分前をずっと示したままで、どうかこの部分だけは何とかその、もてなしの心といいますか、やっぱり来園者に向かって何時ころ到着して「ああ、今昼飯の時間かな」というようなことで、やっぱりそれは幾らも修理費としてはかからないのではないかなというふうに私思うところであります。また、忍者迷路につきまして修理した部分が、いかにも修理しましたよというように、これは全く利用者側にとっては何ら関係のないことであります。どうかその板塀を修理したまま、気がつかないようにしておくのがさりげない私は利用者に対するサービスだというふうに考えておりますので、どうかその入り込み客も当初より13万人あったのが現在は3万4,000人ということで非常に減ってきて、第三セクターとしては経費面で立ち行かない部分があるかと思います。でも、やはり岩城地域にとりましても私たち由利本荘市にとりましても、やっぱり唯一の天鷲遊園であります。どうかこの辺、国体もありますので来客の観光見込みも多少は上がると思います。お客が来ないから直せないじゃなくて、直すからお客さんに来ていただきたいというその発想でもって今後取り組んでいただけないものかというところをぜひ思うわけですので

で、市長の強い考え方、何といたしますか前向きな考え方をひとつ聞きたいものであります。

以上でございます。

○議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

○市長（柳田弘君） ただいま佐々木勝二議員から３点について再質問がございました。

１つにはＴＤＫの新工場建設にかかわってのことで、ガスの単価どうなるのかということ、それから水源、水道水の確保についてどうなるのか、これについては水源確保というんでしょうか、に対してどのような工事費がかかるのかでございますが、これは企業管理者からお答えしていただきますが、水道水についてはまだこの地域では用水が必ずしも十分でないということで、目下皆様方からも大変なご協力をいただいて鳥海ダムの設置について強く働きかけているところであります。しかしながら新工場建設に鳥海ダムは間に合いません。しかしながら、今、世界の気象環境を見ますと、大変鳥海ダムの新設というのは大事なことであります。鳥海ダムと切り離ししましても、このＴＤＫに対しての水の供給は、ここの地域の水利権、非常に錯綜いたしております。例えば仁賀保地区、あるいは旧西目・由利・本荘、それぞれありますので、それらの整理も必要であります。しかしながらＴＤＫがもう既にこのような施設がほしいと、当面は間に合うものもありますが、水源確保のための貯水池、浄化水槽の設置も必要でございます。そうしたことについては企業管理者の方からお答えをいたします。

それから入札関係については、やはり私たちは公明性のある、先ほど申し上げましたようにそういう入札制度をいたしたい、このように思っています。しかしながら先ほど申し上げましたように、ここの地域にとって、全国から、あるいは外国から来てここの仕事を全部取って行かれればどうなるんでしょうかということも…今の少しオーバーだからちょっとそこは戻しますが、こうした問題はみんな立派なことは言うけれども、ここの地域のみんながやっぱり頑張っていけるのかということも非常に重要なことであります。そういう意味で、県の方で指針を示すそうでもありますので、それを見て、やっぱり地域としてもこの制度が一番いいんだというものをやっぱり選ばなければならないというふうに思います。新聞紙上で見る限り、そのとおりであります、そのとおりが果たしていいのかどうかという問題もあります。談合だとかそういうものは決して許される問題ではありませんので、そこをきちんと整理をしていい入札制度に、突っ込んでいきたいと思っております。これについては鷹照副市長の方から補足答弁をいたします。

天鷲の問題ですが、13万人入って、今3万幾らだと。もう10万人も落ち込んだ。原因は施設が古くなったばかりではありません。あちこちにやっぱり遊ぶ場所があったり、高速道路ができたり、さまざまな問題があるにしても、やっぱり我々としては歴史の町である岩城、そうしたことを考えると、何としてもあの施設にまた人が来てほしいなどというふうな思いでいっぱいあります。何とか来ていただけるように、これは村上副市長が担当でありますので、補足、抱負をここで説明させます。

以上でございます。

○議長（井島市太郎君） 佐々木企業管理者。

○企業管理者（佐々木秀綱君） それでは再質問にお答えをしたいと思います。

市長の方からもお答えしたわけでございますが、先ほど液化天然ガスにつきましての

単価の方はどうかということでございますが、まだ単価につきましては詰めておらないというか協議の段階にまだ入っておらないところでございますけれども、今回の由利原から持って来るガスと、それに液化ガスとあわせて供給をしたいという考え方で今進めておるところでございます。それで、その液化ガスにつきましては、現段階では石油資源開発は今のガスの提供者でございまして、そこから買い入れというかそういうことで進めておるわけでございますが、その原料となるものはマレーシアの方から新潟港に輸送されてきまして、そこからタンクローリーで本荘の大浦まで運んでいただくと。そしてそこにプラントを、今年でありませぬけれども近々中にそういうものの着工というか、ものに取り組んでガスの供給をしたいということでございます。

それで、単価につきましては、これからの協議ということで先ほども申し上げましたように、企業でございますので、やはり採算の合うようにTDKさんにもお願いしなければいけないし、我々の要望も聞いてもらわなきゃいけないなというふうに考えております。

それで、概算でもいいからということで概算の概算になろうかと思いますが、これからの設計になろうかと思いますが、11億円か12億円ぐらいガスだけでかかるのではないかなと、こう思っております。

また、水道関係でございますけれども、これは水利権も含めて市長の方からご答弁があったわけでございますけれども、当然今の水源では足りないわけございまして、由利本荘という合併なりまして、西目地域も我が由利本荘の市内に入ったわけでございます。先般、理事長さんにも篤とお願いをして、何とか今までの水をTDKのためにということでなしに、由利本荘の市民のために、また工場のために何とかお願いしたいということでお願いをしておるわけでございますけれども、ただお願いだけではこれうまくありませんので、やはりそうした貯水池というかそういうものも当然これから建設していかなければ、築造しなければ到底安心して行かれないという考え方を持っておるわけでございます。そういうことで、そういうようなものも第1次整備計画、今ことしからスタートしましたけれども、子吉浄水場のそういうものも第1整備計画に入っておるところでございます。そういうものを今急遽20年に向けなければいけないということでございますので、1年ぐらいずらしながら、そしてまず供給が第一だと。そしてその次には第1次整備計画に入っておるその計画に入れながらそれを進めていきたいなということで、国とのそうした連絡調整もついて補助金をいただいておりますので、そういう面については連絡を取っておるところでございます。ですからそういうものが新規に加わるということになりますと、第1次整備計画は60億円ぐらいの事業でございますけれども、それに今急遽やらなきゃいけないというのが10億円からちょっとかかるような状況にあります。そういうような直接管で水道管を送ると。またそうした貯水池をつくると。そして浄水場の整備ということになるわけでございますので、そうなれば、それこそ整備計画に上乗せの1億円強の事業費がかかるんでないだろうか、というふうに見ておるところでございます。現段階ではその程度のお答えしかできないわけでございますので、そのとおりの許しをいただきたいと、こう思います。

○議長（井島市太郎君） 鷹照副市長。

○副市長（鷹照賢隆君） 入札制度につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおり

22年度までの電子入札ということで、国がその方向を示しておりますけれども、秋田県では先ほど申し上げましたとおり、電子入札共同利用連絡協議会というものをつくっておりますけれども、秋田市だけは単独でやっております。先ほど申し上げましたとおり、この協議会に入りましても費用の負担が掛かり増しして、その分だけまたうちに仕事に戻ってきて同じ仕事をやらなければならないと、そういう意味合いから今のところは協議会の電子入札制度には入るところはないと。今後これから、ほかの市の動向を見ていくわけですが、たぶんそうなるんでないかなと、単独でやるとすれば単独になるのではないかなと、こう思っています。

それから、一般競争入札というのにちょっと盲点がございまして、条件つきという、いわゆる条件つきというのは何かというと、地域指定なのです。先ほど市長が全国とか世界とかと申し上げましたけれども、そうでなくて、条件つきというのは地域指定をやっているものですから、結局、指名競争入札と同じような状態になってしまうと、というちょっとした言葉の中に隠されたものがございまして。そして私の方は1市7町という合併した直後でございますので、これをすべて一般競争入札というわけにもいきませんし、ただこれを秋田県に全部広げると、そういうふうな一般競争入札ということもいまい少し地域経済を考えますと、まだ無理なことではないかなということいろいろ工面いたしまして3地域に分割いたしまして、オール指名しておりますので、一般競争入札と同じような状態でやっております。

それから、予定価格につきましてもやはり透明性を持たせるように、職員がそういう面では困らない、いろいろと業者といろんなトラブルを起こさないようにということで、いち早く予定価格について発表いたしております。そういう面では大変業者の方からも喜ばれておりますし、職員の方からも業者とそういうふうなものがなくなったということで非常に、現在のところ安定した入札制度をやっているのではないかなと、こういうふうに思っておりますので、今のところそういう方向で進めてまいりたいと。ただ、22年という期間が限定されて、固定されているとすれば、やはり単独でやっていかなければならないと。その節にはいろいろと業者が、きょうから電子入札ですよといってもそれはちょっと無理でございまして、1年前から研究をしながら業者の方に説明を申し上げながらやっていくのが役所の指導ではないかなと、こういうふうに思っているところでございまして、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（井島市太郎君） 村上副市長。

○副市長（村上隆司君） 天鷲遊園につきましてお答えしたいと思います。

遊園の中の時計がとまっているということでもありますけれども、これは早速調査しまして、直せるものであれば早速修理して直したいと、こういうふうに思います。

また、忍者迷路につきましてありますが、忍者迷路の修理した後の板の色のことでありますけれども、これも早速ペンキを塗るなど対応したいと、こういうふうに思います。

また、従業員の接客態度についてありますが、これは遊園のみならず天鷲村の方につきましても毎日毎朝朝礼をやっているわけでもありますけれども、これは支配人から毎度毎回のようには注意をしているわけでもありますけれども、それをさらに徹底させまして、

気持ちよくお客さんを迎えるようにしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（井島市太郎君） 3番佐々木勝二君、再々質問ありませんか。

○3番（佐々木勝二君） ありません。

○議長（井島市太郎君） 以上をもって、一般質問を終了いたします。

○議長（井島市太郎君） 次に、日程第3、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、報告第15号、1件、議案第91号から議案第110号までの20件を一括上程し、質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。よって提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（井島市太郎君） 日程第4、提出議案、請願の各委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

○議長（井島市太郎君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明14日、15日は委員会、16日、17日は休日のため休会、18日は委員会、19日、20日、21日は事務整理のため休会、22日に本会議を再開し、各委員長の審査報告を行い、質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は21日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段のご配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3時03分 散 会

